令和７年度向けローリング版からの修正箇所を赤字で記載

清瀬市ＤＸ推進計画

（Ｒ８年度向けローリング版）

令和４年度～令和８年度

令和４年６月

清瀬市

目次

第１章　計画の策定にあたって 3
　１.１　本計画の背景 3
　１.２　本計画の目的 3
　１.３　本計画の位置づけと期間 3
第２章　情報化をめぐる動向 4
　２.１　情報化に係る社会情勢 4
　２.２　国の取組み 5
　２.３　東京都の取組み 5
第３章　本市の現状と課題 7
　３.１　前計画の達成状況 7
　　３.１.１　達成状況の概要 7
　　３.１.２　達成状況の詳細 7
　３.２　本市における課題 10
第４章　事業方針 11
　　４.１　ペーパーレス化の推進 11
　　４.２　はんこレス化の推進 12
　　４.３　キャッシュレス化の推進 13
　　４.４　タッチレス化の推進 14
第５章　ＤＸ推進体制 15
第６章　事業計画 16
　６.１　自治体 DX による行政事務の効率化 16
　　６.１.１　標準準拠システム導入【国の重点項目】 16
　　６.１.２　内部情報システム導入（文書管理システムを含む） 18
　　６.１.３　情報系端末の拡大及び複合機による印刷制御 19
　　６.１.４　ＲＰＡ、ＡＩ－ＯＣＲの利用拡大【国の重点項目】 20
　　６.１.５　テレワークの利用拡大【国の重点項目】 21
　　６.１.６　ペーパーレス会議の利用拡大 22
　　６.１.７　サーバ仮想化の利用拡大 23
　　６.１.８　クラウド型ストレージサービスの導入 24
　　６.１.９　デジタル原則に基づく条例等のアナログ規制の点検及び見直し 25
　　６.１.１０　ネットワークの刷新 26
　６.２　自治体 DX による市民サービスの向上 26
　　６.２.１　行政手続きのオンライン化（ぴったりサービスの活用、新たな電子申請サービスの検討・拡大）【国の重点項目】 26
　　６.２.２　情報発信 29
　　６.２.３　行政窓口のデジタル化（申請手続き、キャッシュレス決済など） 30
　　６.２.４　マイナンバーカード普及策の検討【国の重点項目】 31
　　６.２.５　オープンデータの促進 33
　　６.２.６　地域社会のデジタル化（スマートフォン体験会の開催等） 34
　　６.２.７　市税等納付方法の多様化【国の重点項目】 35
　　６.２.８　統合型ＧＩＳの導入 36
　６.３　その他の自治体 DX 推進事業 37
　　６.３.１　サイバーセキュリティ対策【国の重点項目】 37
　　６.３.２　新技術の導入検討（ＡＩの利用など） 39
　　６.３.３　情報システム更新時期一覧 40
用語解説 45
　【あ～】 45
　【A～】 48

第１章　計画の策定にあたって

１.１　本計画の背景

本市では、情報システムなどを活用して行政運営の効率化・高度化、市民サービスの向上を図るため、平成１５年度～平成１９年度、平成２０年度～平成２４年度、平成２５年度～平成２９年度、平成３０年度～令和４年度の期間、４期にわたり、清瀬市情報化推進計画を策定し、新庁舎の無線ＬＡＮ化やクラウドシステム※の導入などを実現してきました。（文章中の※は、用語解説で説明します。以降同様です。）

そのようななか、国においては「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、自治体ＤＸを進めるべく「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げました。

このため、本市においても、国のビジョンに沿った、本市独自の自治体ＤＸを進めていく必要があるため、標準準拠システム※や、行政手続きのオンライン化※を計画的に進めていきます。

国の計画では、令和３年度から令和７年度をメインの計画としているため、清瀬市では、４年度末までの情報化推進計画を約１年前倒しで作成することとし、名称についても、「清瀬市ＤＸ推進計画」（以下、「本計画」といいます。）と改めました。

なお、ＤＸは、デジタルトランスフォーメーションの略です。進化したＩＴ技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させる概念のことを表します。その中で、自治体が取組むべきＤＸを自治体ＤＸと言います。

１.２　本計画の目的

本計画では、「１．１　本計画の背景」を踏まえ、以下を達成することを目的とします。

（１）市民サービスの向上
（２）行政事務の効率化
（３）システムトータルコストの削減
（４）デジタルデバイド※の対策

１.３　本計画の位置づけと期間

本計画は、「第４次清瀬市長期総合計画※」の下位計画として位置づけ、本市における情報化施策を具体的に記載することとします。

本計画の期間は、令和４年度（６月～）から令和８年度までの約５か年とします。なお、ＩＣＴの分野における変化のスピードは非常に速い等の理由から、各事業における５か年のスケジュールについては、毎年、進捗状況の確認及び計画の見直し（ローリング）を実施することとします。

第２章　情報化をめぐる動向

２.１　情報化に係る社会情勢

総務省が公開した「令和２年通信利用動向調査※」によると、スマートフォンを保有している世帯の割合が８６．８％と堅調に伸びており、パソコン（７０．１％）、固定電話（６８．１％）は減少傾向です。

また、個人別のインターネット利用機器では、「スマートフォン」（６８．３％）が「パソコン」（５０．４％）を上回ることからも、「スマートフォン」は社会生活に欠かせないものとなっています。

新型コロナウイルス感染症対策として、企業におけるテレワーク※も急速に進み、在宅勤務を中心に導入する企業の割合が４７．５％に達しました。産業別では、「情報通信業」が９割以上導入しています。

通信インフラ面では、第５世代移動通信システム（５Ｇ）が令和２年から商用サービスとしてスタートし、次世代の通信インフラとして社会に大きな技術革新をもたらすと言われています。５Ｇには、高速に大容量のデータを通信できるという特徴があり、前世代の規格である４Ｇと比較して、約１００倍の速度を実現します。

これにより、高画質な動画などを個人レベルで送受信できるようになります。また、大容量データをネットワーク経由でやり取り可能となり、地方自治体や民間企業において、クラウドサービス※の導入割合が増加します。クラウドシステムは、場所や機器を選ばない簡便さや、資産・保守体制のアウトソーシング※がメリットとして認識されています。

【主な通信機器の保有状況、平成２３年度～令和２年度（世帯）】

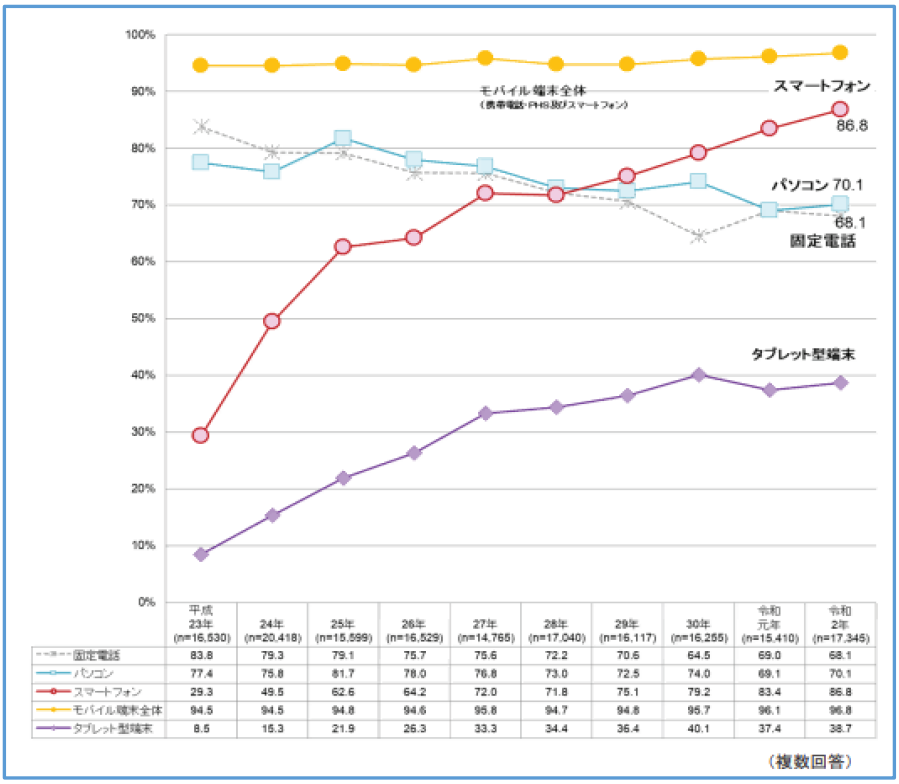

	平成23年 (n=16,530)	24年 (n=20,418)	25年 (n=15,599)	26年 (n=16,529)	27年 (n=14,765)	28年 (n=17,040)	29年 (n=16,117)	30年 (n=16,255)	令和元年 (n=15,410)	令和2年 (n=17,345)
固定電話	83.8	79.3	79.1	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0	68.1
パソコン	77.4	75.8	81.7	76.8	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1	70.1
スマートフォン	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8
モバイル端末全体	94.5	94.5	94.8	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1	96.8
タブレット型端末	8.5	15.3	21.9	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4	38.7

（複数回答）

（出典）総務省「令和２年度通信利用動向調査」

【インターネット利用機器の状況（個人）】

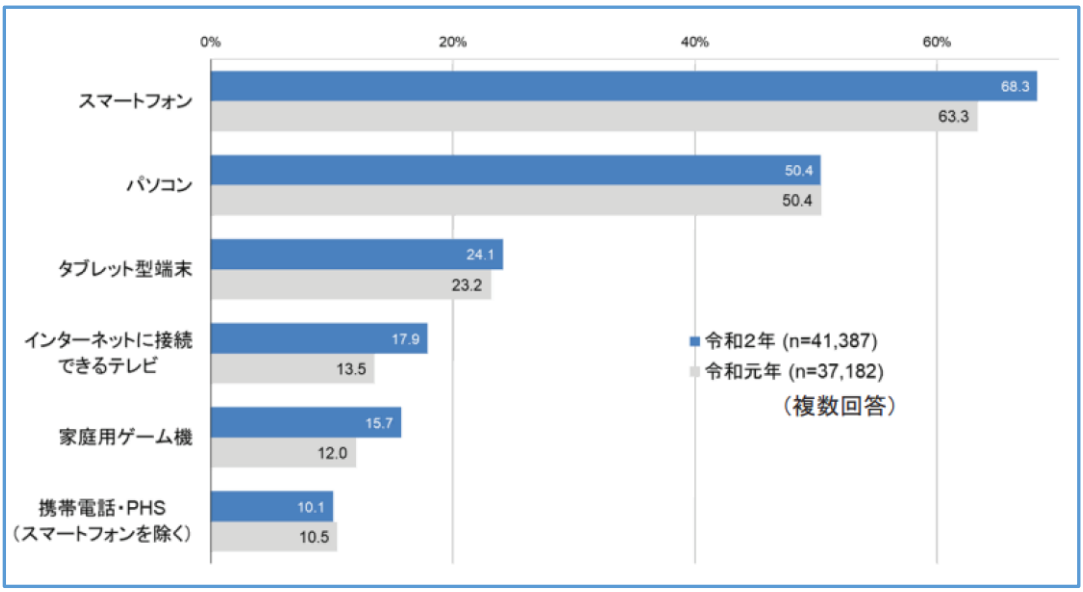

（出典）総務省「令和２年度通信利用動向調査」

２.２　国の取組み

急速に情報化が進む中、国は、平成１２年に世界最先端のＩＴ国家を目指すべく「ＩＴ基本法」を策定しました。これは、全国的な通信基盤の整備、マイナンバー制度の導入、総合行政ネットワーク、マイナポータル等の整備など、主に基盤整備に注力してきました。

また、その後、平成３０年に「官民データ活用推進計画」を作成し、政策へのデータ活用を図り、令和元年に「デジタル手続法」を作成し、手続きを原則オンラインにしていくことを定めました。

そのようななか、国の新たな施策の方向性として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

具体的には、「デジタルガバメント実行計画」において、ＩＴ基本法の見直しやデジタル庁の設置、国・地方共通の情報基盤の整備、自治体業務システムの標準化、セキュリティ対策の見直し、個人情報保護制度の見直しなどが挙げられ、デジタル改革を急速に進める流れとなっています。

「デジタルガバメント実行計画」の各施策をさらに具体化した内容は、「自治体ＤＸ推進計画」に示されており、本計画もそれを参考にしているところです。なお、国の「自治体ＤＸ推進計画」において、重点的に取り組むべき内容は、本計画の第６章以降において、「国の重点項目」として記載しています。

２.３　東京都の取組み

東京都は、東京の未来を切り拓く長期的な羅針盤となる長期戦略として、「『未来の東京』戦略ビジョン」を令和元年１２月に策定しました。ビジョンでは、令和１２年に向けた戦略として「TOKYO Data Highway 戦略」及び「新たな都政の構造改革」を掲げました。

「TOKYO Data Highway 戦略」では、「つながる東京」の早期実現を目指し、都が保有するアセットデータベース※を開放します。また、都内区市町村や他都道府県とアセッ

ト開放のノウハウを共有し、５Ｇネットワークを拡大します。

「新たな都政の構造改革」では、７つのコア・プロジェクトを推進します。具体的には、オープンデータ、スタートアップ・シビテック、オフィス改革、内部事務改革、組織・人材改革、行政手続きデジタル化、５つのレスを掲げています。５つのレスとは、ペーパーレス、はんこレス、キャッシュレス、タッチレス、ＦＡＸレスのことであり、本市においては、その中でも特に重要だと考えるペーパーレス、はんこレス、キャッシュレス、タッチレスを第４章の事業方針として掲げています。

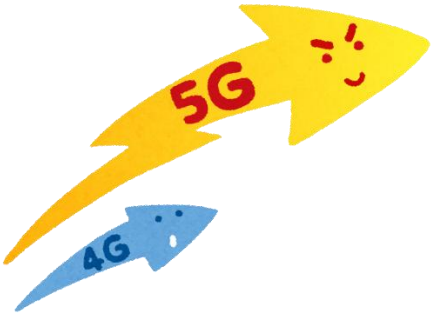

第３章　本市の現状と課題

本計画においては、前計画の達成状況や社会における情報化の現状等を踏まえながら、今後本市がＤＸの推進に向けて取組むべき課題や方向性を示していく必要があります。

３.１　前計画の達成状況

前計画の事業とその達成状況については、以下のとおりです。大方の事業において、当初の目標を達成することができました。

３.１.１　達成状況の概要

達成状況一覧
○：達成、
△：一定程度の成果を挙げたが、当初掲げた目標値には達しなかった
×：未達

番号	大分類	事業名	達成状況
１	新庁舎建設を契機とした働き方改革の実現	基幹系システム更新における自治体クラウド導入	△
２		新庁舎ネットワーク構築	○
３		システム移転	○
４		無線ＬＡＮの導入検討	○
５		ペーパーレス会議システムの導入検討	○
６		サーバ仮想化の導入検討	○
７		文書管理システムの導入検討	○
８		財務会計システムにおける電子決裁機能の導入検討	○
９	ＩＣＴを活用した市民サービスの向上	オープンデータ化の促進	○
１０		マイナンバー利用範囲の拡大	○
１１		コンビニ交付サービスの導入	○
１２		マイナンバーカード普及策の検討	△
１３		電子申請サービスの拡大	○
１４		公衆無線ＬＡＮの再構築	○
１５		ＩｏＴを活用した地域活性化の研究	△
１６	その他の情報化推進事業	中間標準レイアウト仕様の活用	○
１７		サイバーセキュリティ対策	○
１８		テレワークの研究	○
１９		個別GISの積極的な活用検討	○
２０		AI、RPAの導入	○
２１		情報システム更新時期一覧の策定	○

３.１.２　達成状況の詳細

（１）基幹系システム更新における自治体クラウド導入
令和２年１０月に単独クラウド※を導入しました。また、帳票印刷も外部委託することによって、職員負担の軽減を図りました。単独クラウドは導入しましたが、自治

体クラウド※の導入には至りませんでした。

（２）新庁舎ネットワーク構築
　平成３０年から、計画的に新庁舎ネットワークの検討を進め、令和３年５月の新庁舎供用開始時にトラブルなく、本稼働することができました。調達においても、プロポーザル※方式による業者選定を実施し、業者間の競争環境を作り、安価で品質の良い製品を調達することができました。

（３）システム移転
　旧庁舎から新庁舎へサーバをトラブルなく、移転することができました。対象サーバの精査や発生し得るリスクをあらかじめ把握し、新庁舎供用開始前から段階的に移転しました。

（４）無線ＬＡＮの導入検討
　新庁舎では無線ＬＡＮを整備し、タブレット端末と組合わせて利用することによって、業務効率化を図っています。例えば、会議の際に、タブレット端末を持参することによって、資料の事前準備が必要なくなり、紙資源の削減にも寄与しています。

（５）ペーパーレス会議システムの導入検討
　新庁舎では、各職員がタブレット端末を持ちこみ、会議をしています。専用のシステムを導入するのではなく、既存のファイルサーバの機能を活用することによって、費用をかけることなく、ペーパーレス会議※を実現しました。

（６）サーバ仮想化の導入検討
　令和２年１０月に仮想サーバ※が稼働しました。３台の物理サーバに、２７システムを搭載することによって、保守費用の削減やサーバの省スペース化を図っています。令和７年９月に既存仮想化サーバの契約が終了するため、再構築に向け検討します。

（７）文書管理システムの導入検討
　令和６年１０月に文書管理システム※を本稼働するため、導入準備を進めています。これまでに複数社に、システムのデモンストレーションを依頼し、システムの違いなどを把握しました。

（８）財務会計システムにおける電子決裁※機能の導入検討
　複数社のシステムデモンストレーションを通じて、財務会計システム※の電子決裁機能を確認しました。システムによって、機能差が大きいため、今後、調達時の要件などを整理していきます。

（９）オープンデータ化の促進
　国が推奨するデータセットを中心に、令和３年度末までに４９項目をオープンデータとして、ホームページなどへ公開しました。また、公開した「公園一覧」や「公共施設一覧」は、アクトインディ社が運営する「いこーよ」において、利用されています。

（１０）マイナンバー利用範囲の拡大
　マイナンバーは、マイナンバー法に規定される事務において、幅広く利用されています。マイナンバーの情報連携機能によって、市民は、前住所地で課税証明書を取得する必要がなくなり、市民サービスの向上に寄与しています。

（１１）コンビニ交付サービスの導入

令和２年２月から、コンビニ交付サービスを導入しています。コンビニでの証明書取得件数は、令和２年度は５，１７０件となっています。

（１２）マイナンバーカード普及策の検討

マイナンバーカードの普及に向けては、マイナアシスト（タブレット端末）を導入し、各施設へ出張申請をしました。引き続き、国と清瀬市独自の施策を織り交ぜながら、向上していきます。

（１３）電子申請サービスの拡大

電子申請サービスにおける申請件数は、平成２９年度は３，１３９件でしたが、令和２年度の申請件数は６，１６５件となっており、約２倍となっています。

（１４）公衆無線ＬＡＮの再構築

旧庁舎に設置していた公衆無線ＬＡＮ環境を新庁舎へ移転しました。これによって、市民は新庁舎のフロアにおいて、スマートフォンなどで必要な情報を取得できます。

また、しあわせ未来センターの大規模改修工事後に、リニューアルした際には、しあわせ未来センターのフロアで公衆無線ＬＡＮを利用できる予定としています。

（１５）ＩｏＴを活用した地域活性化の研究

国から定期的にＩｏＴを活用した先進事例の紹介があり、資料の確認などを実施しました。一方で、具体的な施策の検討までには至りませんでした。

（１６）中間標準レイアウト仕様の活用

令和２年１０月に、基幹系システム及び福祉系システムを入替えましたが、その際に、仕様書の中で「５年後のデータ抽出の際には、中間標準レイアウト仕様で抽出すること」といった文言を記載しました。

（１７）サイバーセキュリティ対策

平成３０年９月に、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省作成）」が改訂されたことから、それに併せる形で、令和２年４月に、「清瀬市情報セキュリティポリシー」を改訂しました。

（１８）テレワークの研究

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和２年度以降、民間企業を含めテレワーク※の需要が増加しています。そうした中で、本市においても、令和３年５月から国が提供するテレワークシステムの実証実験を開始しました。

（１９）個別GISの積極的な活用検討

費用対効果やセキュリティの課題があるため、統合型ＧＩＳの導入は、一旦見送りました。そうした中で、令和４年度に、地番現況図を電子データ化し、固定資産税GISを導入予定です。また、都市整備部においては、無償で利用可能なQGISを活用しています。

（２０）AI、RPAの導入

令和2年度にRPA※、3年度にAI－OCR※を導入し、令和3年11月末までに、1,300時間の業務削減を達成しました。引き続き、説明会などを通じて、職員へRPA及びAI－OCRを周知するともに、適用できる業務を拡大していきます。

（２１）情報システム更新時期一覧の策定

情報システム更新時期一覧に記載したスケジュールに沿って、システムを更新しました。

３.２　本市における課題

「３．１　前計画の達成状況」で述べたとおり、大方の事業において、当初設定した目標を達成できています。国の自治体ＤＸ推進計画において、システム標準化※や行政手続きのオンライン化※など新たに取組むべき課題が記載されているため、それを参考に事業を進めていきます。

また、現段階では、４章に記載する事業方針（ペーパーレス、はんこレス、キャッシュレス、タッチレス）を十分に達成できていない状況です。各事業を進めることによって、最終的に事業方針（４つのレス）を達成します。

第４章　事業方針

本章では、事業方針である４つのレスの推進（ペーパーレス、はんこレス、キャッシュレス、タッチレス）について、記載します。この方針は、特に「市民サービスの向上」、「行政事務の効率化」を進めていく手段として、「４つのレスの推進」を掲げます。本市の自治体ＤＸを推進するには、デジタル化は必須であるため、最も効果的な手段として４つのレスを各事業に取り込みます。なお、ここに記載する事業方針は、第６章以降の事業計画を進めるにあたり、綿密に連携するため、関連する計画を記載します。

４.１　ペーパーレス化の推進

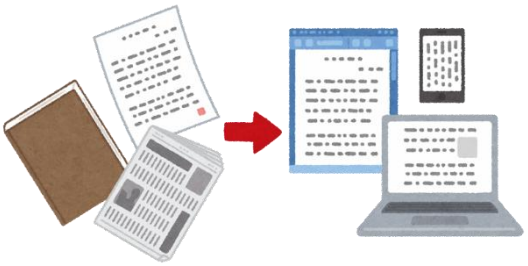

これまで紙で運用していた文書・資料を電子化して、業務効率化やコスト削減を図ることをペーパーレス化と呼びます。これまでの取組みとして、新庁舎において、無線ＬＡＮを導入し、タブレット端末と組合わせることによって、ペーパーレス会議※を推進してきました。

令和２年度のコピー用紙の使用枚数は、清瀬市全体で約４５２万枚となっています。令和４年度は、ペーパーレス会議の推進によって、２年度と比較して、５%の用紙削減を目標とします。また、令和６年１０月から、文書管理システム※の電子決裁※機能を導入し、令和７年度は令和５年度と比較して、５０%の用紙削減を達成します。なお、財務会計システム※の電子決裁機能についても前向きに検討します。

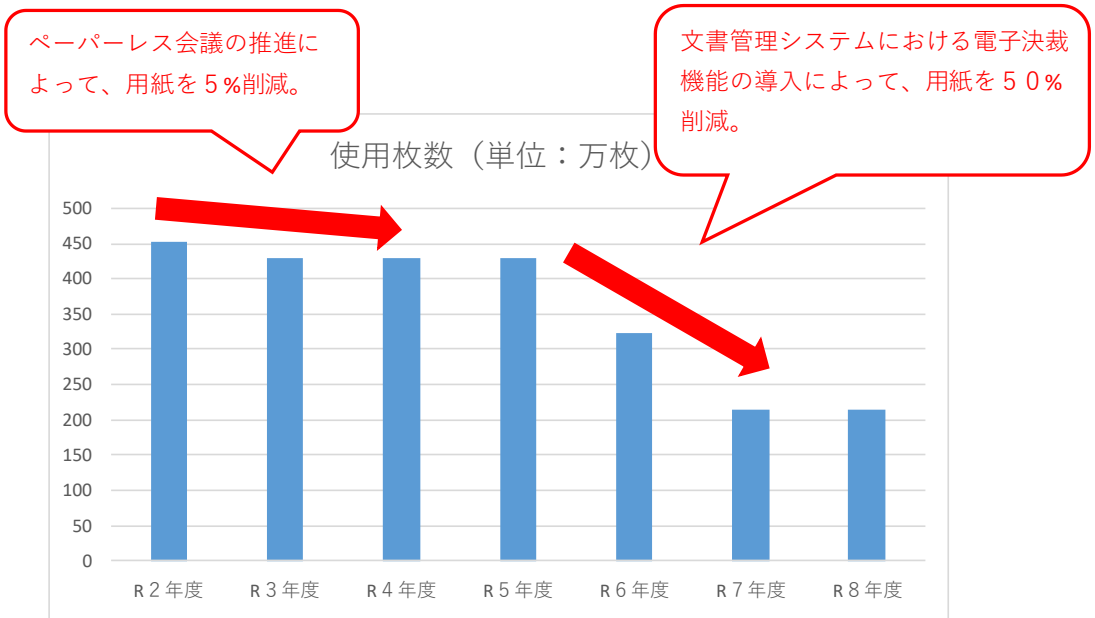

関連する計画

６．１．１　標準準拠システム導入
６．１．２　内部情報システム導入（文書管理システムを含む）
６．１．３　情報系端末の拡大及び複合機による印刷制御

６．１．５　テレワークの利用拡大
６．１．６　ペーパーレス会議の利用拡大
６．１．７　クラウド型ストレージサービスの導入
６．２．１　行政手続きのオンライン化（ぴったりサービスの活用、新たな電子申請サービスの検討・拡大）
６．２．３　行政窓口のデジタル化（申請手続き、キャッシュレス決済など）
６．２．８　統合型ＧＩＳの導入

４.２　はんこレス化の推進

従来の業務では、申請書や契約書等、数々の紙の書類に押印が必要でした。今般、国においては、「どうしても残さなければならない手続を除き、速やかに押印を見直す。」という考え方の下で押印の見直しを強力に推進した結果、民間から行政への手続の９９．４％において廃止又は廃止の方向となり、特に認印については、全て廃止される見込みとなりました。市としては、国の考え方に準じて、市民等からの提出書類については、押印見直し（廃止等）に向けて取組みます。

令和３年度に、「訓令※に規定する申込書等の押印見直し」に関する調査を実施し、以下の結果となりました。

・訓令に規定する申込書等５２５種類のうち、押印が廃止できる手続は全体の６７％（３５３種類）でした。
・請求書等のため、押印が存続する手続は全体の２２％（１１４種類）でした。
・全体の１１％（５８種類）は、すでに押印を求めていない手続でした。

条例又は規則を根拠とする様式等の押印見直しは、近隣市の進捗状況を参考にしつつ今後の方向性を検討したいと考えています。

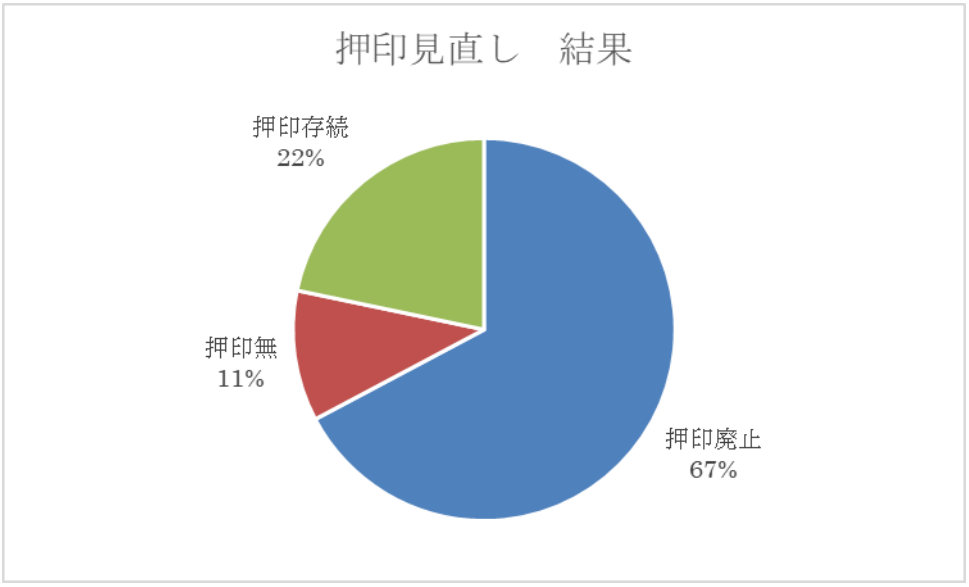

一方で、庁内のはんこレス化に向けては、令和６年１０月に電子決裁機能がある文書管理システムを導入し、業務効率化を図ります。収受・起案文書を電子データとして文書管理システム内で管理します。令和８年度末における電子決裁率の目標値を８０％と

し、はんこレスを推進します。

関連業務

６．１．１　標準準拠システム導入
６．１．２　内部情報システム導入（文書管理システムを含む）
６．１．５　テレワークの利用拡大
６．２．１　行政手続きのオンライン化（ぴったりサービスの活用、新たな電子申請サービスの検討・拡大）
６．２．３　行政窓口のデジタル化（申請手続き、キャッシュレス決済など）

４．３　キャッシュレス化の推進

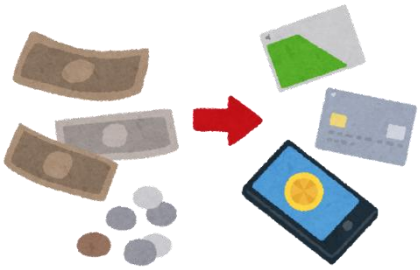

キャッシュレス決済は、人手不足や生産性の課題を解決する可能性を秘めた有効な手段の一つとされています。

現在、日本のキャッシュレス決済比率は令和２年上期で約２８．５％となっています。国は、令和７年６月までにキャッシュレス決済比率を約４０％まで引き上げることを目標として掲げています。

そのようななか、本市の状況ですが、市民課窓口において、令和３年９月から、住民票などの交付に係る手数料をクレジットカード、電子マネー、ＱＲコード決済を使ったキャッシュレス決済を導入しました。ただし、その他の手続きに関しては、現金のやり取りが多くを占めます。

キャッシュレス決済は、市民サービスの向上や行政の効率化に寄与するため、公共施設の利用におけるキャッシュレス化や、各種イベントなどの利用において電子申請によるキャッシュレス決済の導入を検討します。

本市としては、令和８年度末までに本市の窓口におけるキャッシュレス決済比率を国の目標値約４０％を超えることを目標とします。

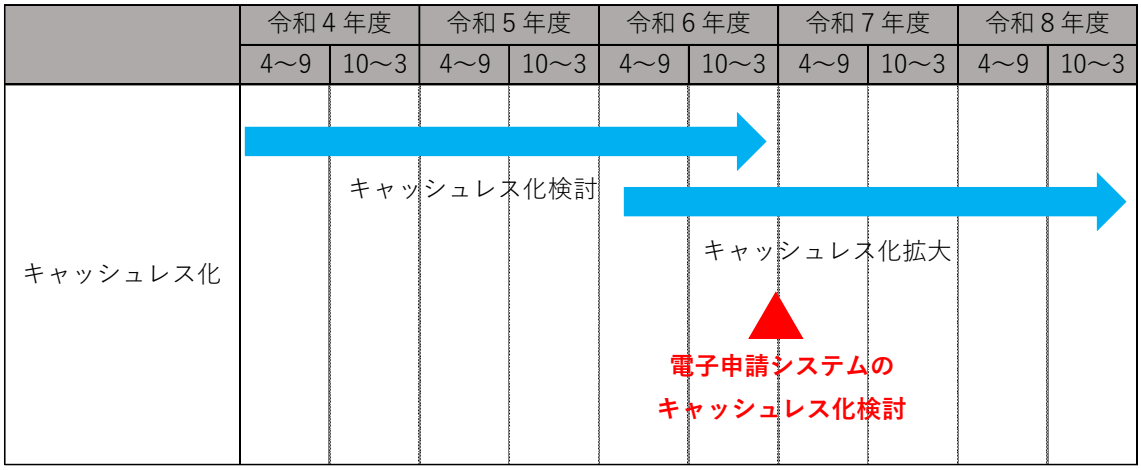

関連業務

６．２．１　行政手続きのオンライン化（ぴったりサービスの活用、新たな電子申請サービスの検討・拡大）
６．２．３　行政窓口のデジタル化（申請手続き、キャッシュレス決裁など）

６．２．７　市税等納付方法の多様化

４.４　タッチレス化の推進

人と人とが接触することない非接触型の取組みを「タッチレス」と言います。タッチレスの取組みの一つに、行政手続きのオンライン化があり、市民が、インターネットを利用して、申請手続きを完結することができます。

令和２年度の申請件数は６，１６５件となっていますが、毎年２０%増加を目標値とし、令和８年度に１８，０００件を達成します。行政手続きのオンライン化によって、市民が役所へ来庁する必要がなくなり、移動時間や交通費の削減につながります。

その他に、市民からの小さな疑問を解決できるＡＩチャットボット※などについても研究します。

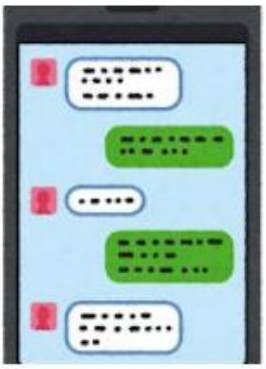

チャットボットのイメージ

関連業務

６．１．７　クラウド型ストレージサービスの導入
６．２．１　行政手続きのオンライン化（ぴったりサービスの活用、新たな電子申請サービスの検討・拡大）
６．２．２　情報発信
６．２．３　行政窓口のデジタル化（申請手続き、キャッシュレス決裁など）
６．２．４　マイナンバーカード普及策の検討
６．２．６　地域社会のデジタル化（スマートフォン体験会の開催等）
６．２．７　市税等納付方法の多様化
６．２．８　統合型ＧＩＳの導入

第５章　ＤＸ推進体制

本計画に基づいて、ＤＸを推進するにあたっては、全庁的・横断的な推進体制を整備することが重要です。ＤＸを進めるにあたっての全庁的な調整や個々の取組みの進捗管理などは、ＤＸ推進委員会の事務局であるＤＸ推進課が実施します。

ＤＸ推進に関する意思決定は、副市長（ＣＩＯ）を委員長とするＤＸ推進委員会において行い、決定事項等は随時市長へ報告し、指示を仰ぎます。

また、個々の取組を進めるにあたっては、課長級が委員となる部会を設置し、検討します。部会については、下記のＤＸ推進体制図に示したものに限らず、随時見直します。

＜ＤＸ推進体制図＞

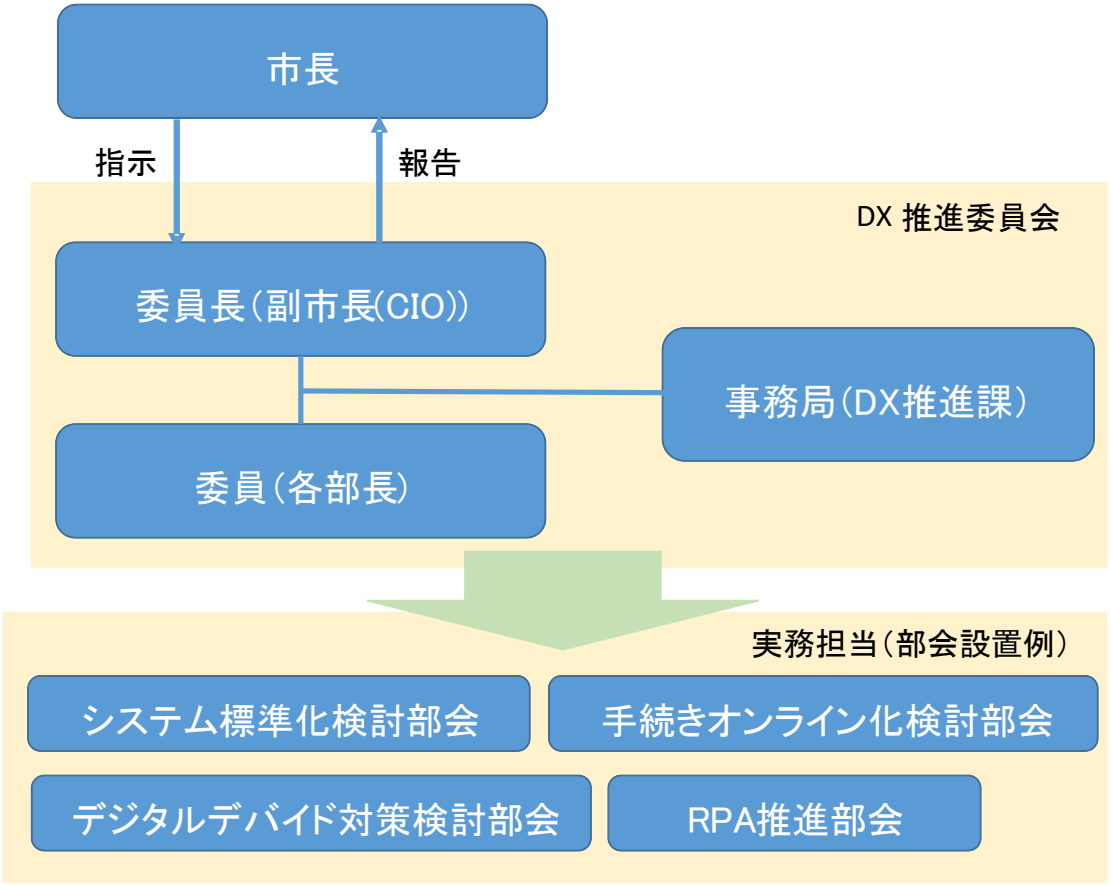

第６章　事業計画

本章では、個別の計画について記載します。大まかな分類として、「自治体ＤＸによる行政事務の効率化」、「自治体ＤＸによる市民サービスの向上」、「その他の自治体ＤＸ推進事業」があり、個別の計画は、いずれかに分類されます。

６.１　自治体 DX による行政事務の効率化

６.１.１　標準準拠システム導入【国の重点項目】

国の動向

国において「自治体システム標準化法」が令和３年５月に可決されました。

この法律は、令和７年度末までに、各自治体が、国が定めた標準化された仕様書に沿った、標準準拠システム※（福祉業務を含む２０業務）を導入することを義務とし、国が用意した「ガバメントクラウド※」上で運用することを努力目標としています。

これは、複数の自治体が共通の仕様書を用いて、標準準拠システムを調達し、全国規模のクラウドサービスを実現するものです。

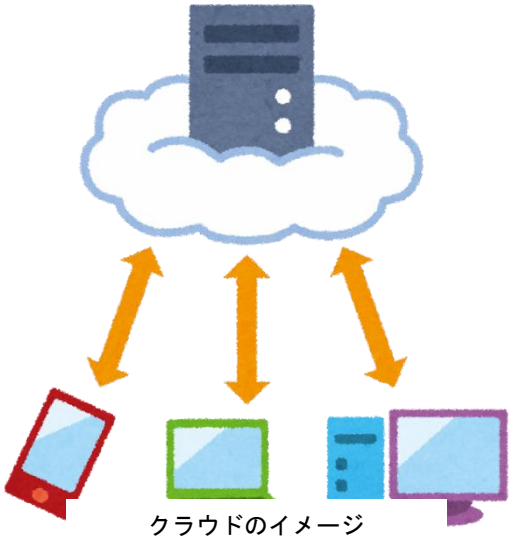

クラウドのイメージ

市の状況

標準準拠システムの対象は、２０業務です。

このうち、１２業務（住民記録、印鑑登録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、就学事務、選挙人名簿管理、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療）は、基幹系システムです。令和２年１０月に新たに刷新した基幹系システムは、全国約１５０団体が共同で利用するクラウド環境で運用しています。

また、６業務（障害者福祉、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援）は、福祉系システムです。福祉系システムは、本庁舎サーバ室にある仮想化サーバ上で運用しています。

さらに、２業務は、戸籍システムです。戸籍システムは、本庁舎サーバ室にあるサーバで運用しています。

計画の概要

標準準拠システムは、国の方針に沿って、令和７年度までに２０業務を一括で導入する予定です。標準化された仕様書に基づいて、国が推奨するガバメントクラウド上で、システムを稼働する予定です。

基幹系システムの契約期間は、令和２年１０月から令和７年９月末までです。福祉系システムの契約期間は、いずれも令和７年９月末までを予定しています。その後、約３か月再リースを予定しています。

このため、戸籍システムも合わせて、すべてのシステムを令和７年１２月２２日に導入する予定です。

標準準拠システムでは、現行システムの調査や標準仕様書の検討、システム選定、システム移行などの作業が必要です。

現行システムの調査では、サーバ運用形態、バージョンの把握、システム間の連携状況を把握します。また、標準仕様書の検討では、現行業務とのフィット＆ギャップの分析とともに、現行業務のレベルを維持するための検討が必要です。

システム選定では、情報提供依頼資料（ＲＦＩ※）の作成、ＲＦＩの実施、ＲＦＩ結果分析、移行計画の詳細化、予算要求などが必要となります。その後、業者との契約後、移行フェーズでは、データ移行、テスト・研修などの検討を要します。

システム導入後

システム標準化後は、全国におけるシステムのデータベースが統一されるため、印刷帳票やＲＰＡ※などの自治体間での共同利用も容易となります。このため、標準準拠システムの導入に合わせて、ぴったりサービスとのデータ連携を実施する予定です。このことで、住民からの申請情報がシームレスに基幹系システムに流れるため、市民サービスの向上と行政事務の効率化が図れます。

＜スケジュール＞

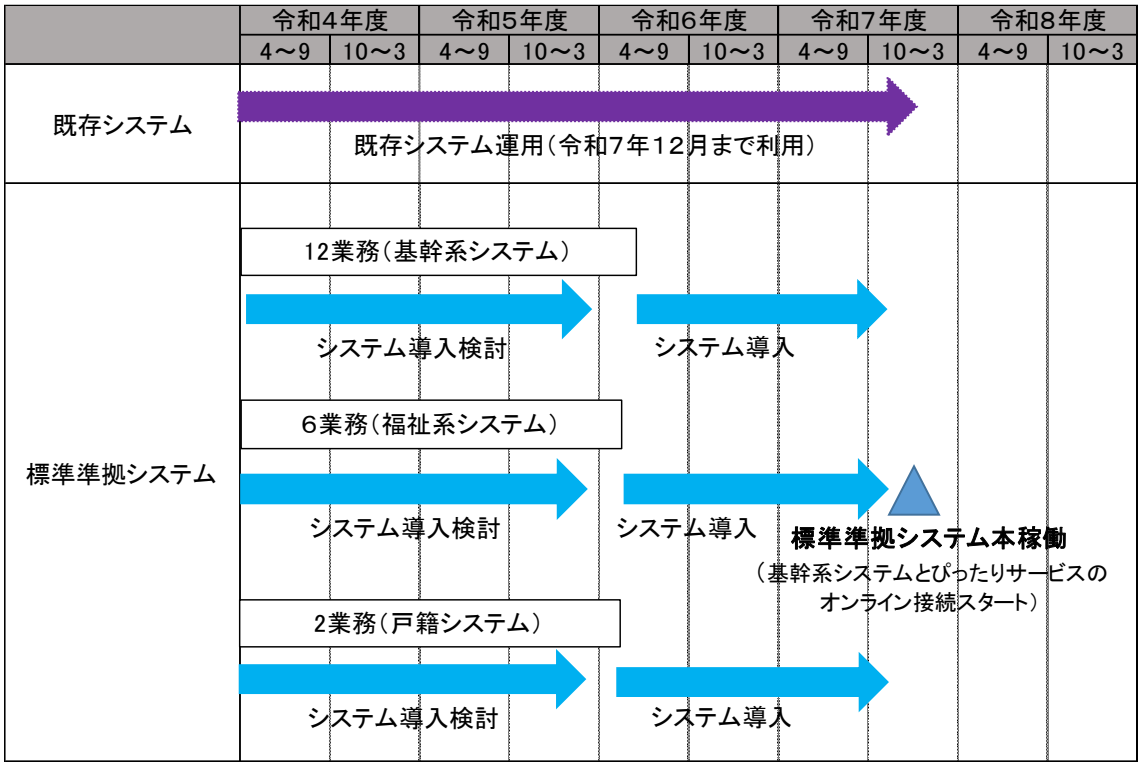

（関連部署：市民課、課税課、徴収課、生活福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康推進課、保険年金課、介護保険課、教育企画課、生涯学習スポーツ課、選管事務局）

６.１.２　内部情報システム導入（文書管理システムを含む）

現行の内部情報システムは、財務会計※、人事給与※、庶務事務※およびグループウェア※の４システムを１社から一括調達して利用しており、令和７年９月末でリース終了となります。

また、現在、文書管理システム※は導入しておらず、紙での保管が大量にあることや文書の検索に時間を要することが課題となっています。この課題を解消するため、平成３０年１１月に開催した情報化推進委員会※において、電子決裁※機能がある文書管理システムを導入することが決まりました。

メールで受信した文書を収受することが多く、グループウェアと密接な連携があることから、内部情報システムと文書管理システムを一括して導入することを検討します。

令和４年度にコンサルティング業者の支援を受けながらＲＦＩ※を実施し、令和５年度に次期内部情報システムを調達し、令和６年１０月に次期システムを本稼働します。

また、自治体ＤＸ推進の観点から、ペーパーレス化、はんこレス化へ対応するため、財務会計システムの電子決裁やグループウェアのワークフロー※等の新機能導入を検討します。

なお、文書管理システムや財務会計システムで業務効率化を図るには、電子決裁率を上げることが重要とされているため、令和８年度末までに電子決裁率８０％を達成します。

＜スケジュール＞

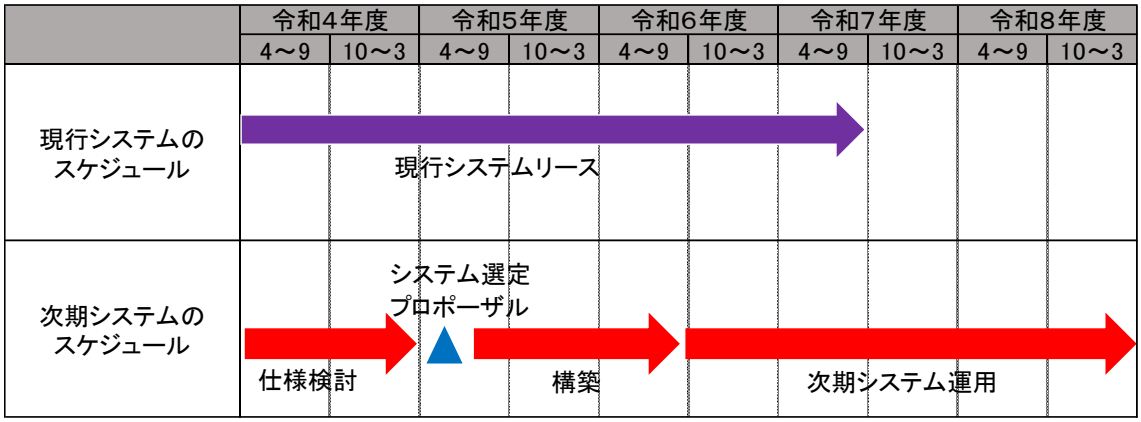

（関連部署：未来創造課、財政課、総務課、建築管財課、会計課）

６.１.３　情報系端末の拡大及び複合機による印刷制御

令和６年１０月に文書管理システム※を導入する予定ですが、一部の部署ではシステムの利用に必要な情報系端末※が十分に配置されていません。文書事務の電子化を全庁的に進めていくため、不足分の端末を増設します。

一方、文書管理システムによる電子決裁※の導入によって、全庁的なペーパーレス化を大幅に進めることができます。また、複合機※とＩＣカードを活用し、個人認証を利用することで印刷を制御することが見込めるものの、一方、物価高騰及び複合機業界における契約形態の変革等によりコスト高騰が見込まれます。このため、スキャナ単体の導入も検討したなかで、印刷制御の方法を検討していきます。

＜スケジュール＞

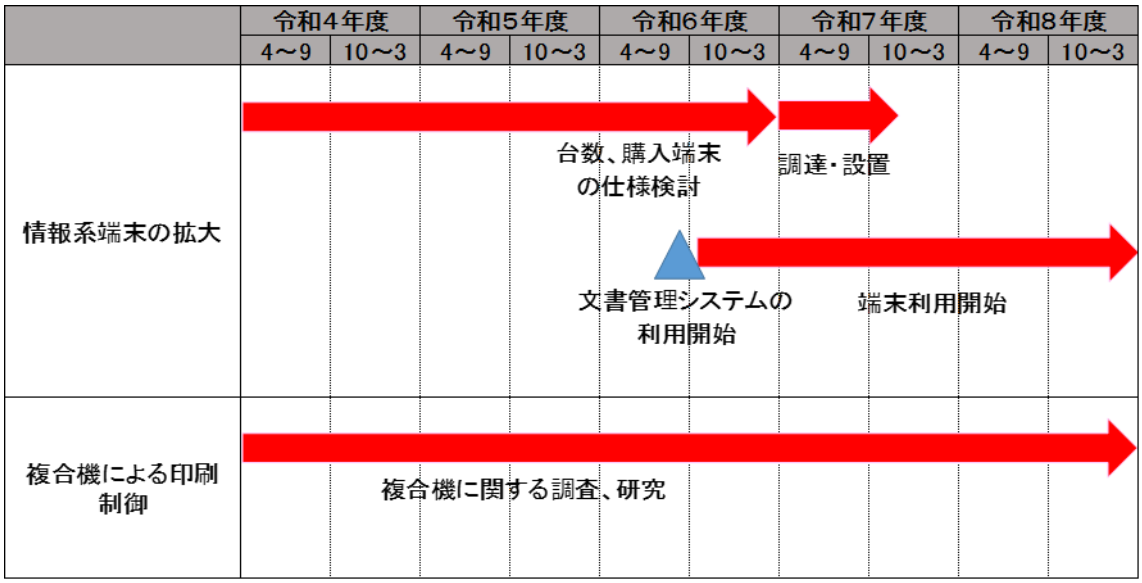

（関連部署：総務課）

６.１.４　ＲＰＡ、ＡＩ－ＯＣＲの利用拡大【国の重点項目】

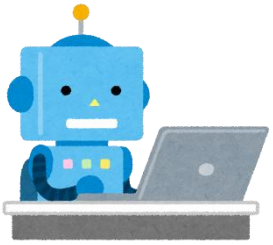

本市では、令和２年度よりＲＰＡ※を導入し、伝票作成処理、ふるさと納税業務等へ適用しました。また、令和３年度には、ＡＩ－ＯＣＲ※を導入し、改めて職員向けに説明会を行い、その必要性や検討方法などについて周知したところです。

令和７年度の標準準拠システム※導入により、市の単独事業に係る独自のカスタマイズは、出来なくなる予定です。そこで、ＲＰＡやＡＩ－ＯＣＲを利用して、これまで通り住民サービスの維持向上を図っていきます。また、システムや様式の標準化に伴い、他自治体とＲＰＡソフトやシナリオ（ＲＰＡの運用に必要な設計書）を共同利用できないか検討します。

また、ＲＰＡ、ＡＩ－ＯＣＲの利用拡大に向けては、令和４年度以降も必要に応じて、職員向けに説明会や研修等を実施します。

業務削減効果としては、令和２年度に年間４０５時間、令和３年度は年間１，３００時間を計上しました。今後も、削減効果を年間２００時間増加することを目標とし、継続的に推進します。

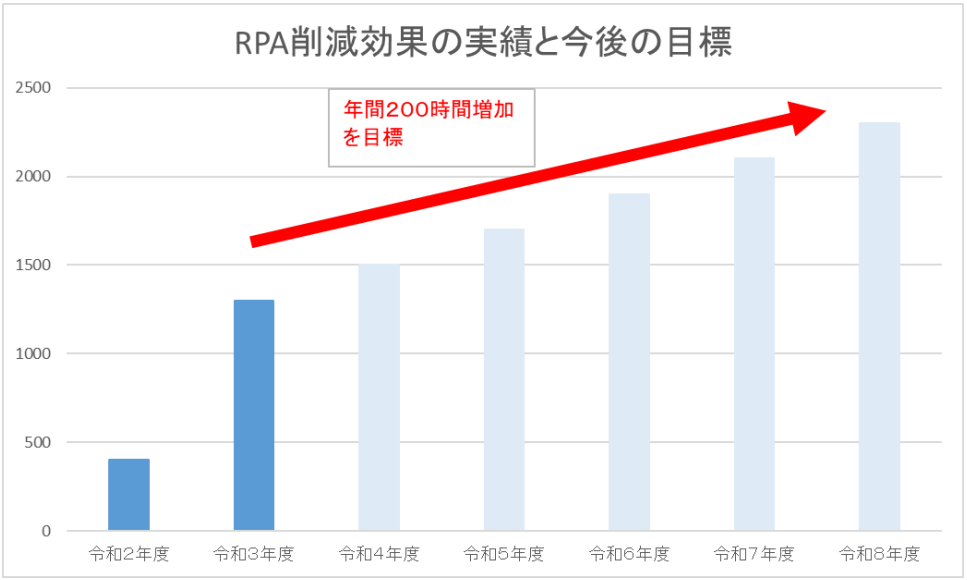

＜スケジュール＞

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3
RPA、AI－OCRの利用拡大	RPA・AI－OCRの利用拡大									
	標準準拠システム本稼働に向けたRPA・AI－OCRの検討									
							標準準拠システム本稼働			
							ソフトウェア及びシナリオ共同利用の検討			

（関連部署：全課）

６.１.５　テレワークの利用拡大【国の重点項目】

近年、少子化により労働人口が減少しています。そこで、人手不足の解消案である「働き方改革」の重要施策として位置付けられているのが、「テレワーク」です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、令和２年２月以降、国から地方公共団体や企業に対して、時差出勤やテレワーク等を強力に推進することが呼びかけられました。

本市においても、令和３年１月７日に発出された緊急事態宣言に伴い、国が提供するテレワークシステムの利用を開始しました。また、本市にとってテレワークがどの程度有益であるか見極めるために、令和３年８月より実証実験を開始しました。実証実験の結果を踏まえ、令和４年度に運用基準、規則等の再検討を行い、本稼働を開始しました。

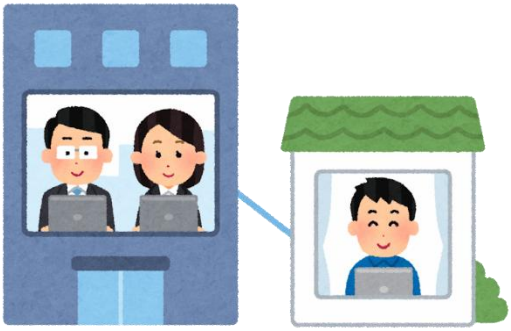

テレワークの利用拡大に向けては、令和６年１０月に文書管理システム※を導入し、収受・起案事務をデジタルで処理することによって、テレワークを利用できる業務の対象範囲を拡大します。

テレワークは、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みとしてだけでなく、地震等の災害時や感染症対策として半数勤務を呼びかけられた際に、持続的に住民サービスを提供するためのツールとしても有効であり、引き続き検討を進めます。

＜スケジュール＞

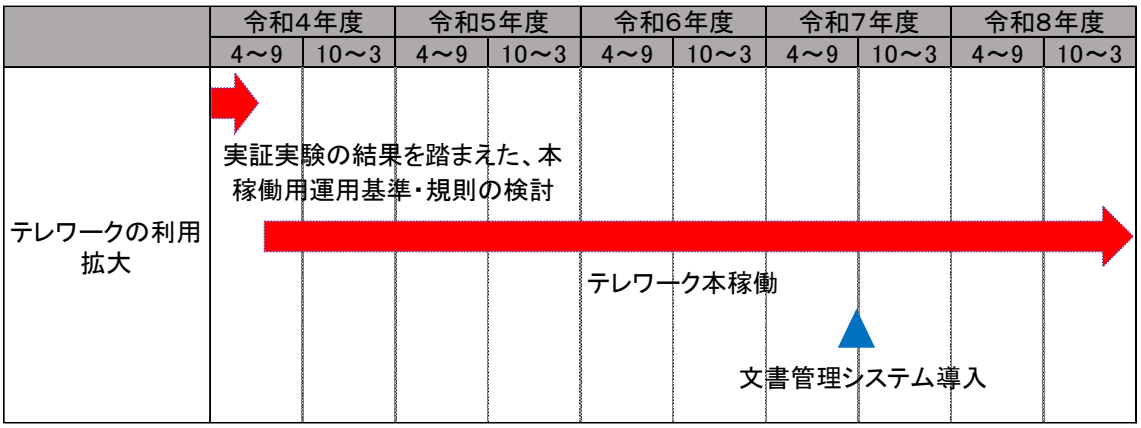

（関連部署：未来創造課）

６.１.６　ペーパーレス会議の利用拡大

新庁舎ではすべての会議室や打ち合わせスペースで、無線ＬＡＮによるペーパーレス会議フォルダへのアクセスが可能となりました。また、令和５年度よりしあわせ未来センターにおける無線ＬＡＮの運用開始が予定されており、利用範囲が広がります。

職員が参加する会議は、既存のファイルサーバのフォルダに「理事者と部長のみ」、「課長以上」「全職員」などの権限を付与して、ペーパーレス会議※を実現しています。

一方で、市議会議員や有識者などの庁外関係者が参加する会議については、庁内のファイルサーバを使用することができません。そこで、庁外関係者も利用できる「クラウド型のペーパーレス会議システム」を令和５年度に導入しました。会議のペーパーレス化１００%を目指します。

モニターを活用したペーパーレス会議

＜スケジュール＞

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3
ペーパーレス会議の拡大				ペーパーレス会議の運用 利用拡大のための検討						
クラウド型ペーパーレス会議システム			プロポーザル による選定実施			サービス利用				
関連事業						しあわせ未来センター無線LAN運用				

（関連部署：全課）

６．１．７　サーバ仮想化の利用拡大

本市では、令和２年度にサーバ仮想化※を実現し、令和７年９月末までの運用を予定しています。

令和４年度に、既存仮想化基盤※のハードウェア※を増強し、ＶＤＩ※及び校務支援システム※を搭載します。並行して、次期仮想化基盤へ搭載するシステムを精査します。標準準拠システム※は、国が準備するガバメントクラウド※上に構築しますが、それ以外のシステムは、原則、仮想化基盤へ集約することによって、コスト削減を図ります。

令和６年度にＲＦＩ※を実施し次期仮想化基盤を調達します。約１年間の構築期間を設けた上で、令和７年１２月２２日に次期仮想化基盤を本稼働します。既存仮想化基盤を再リース※して、コスト削減を図ります。

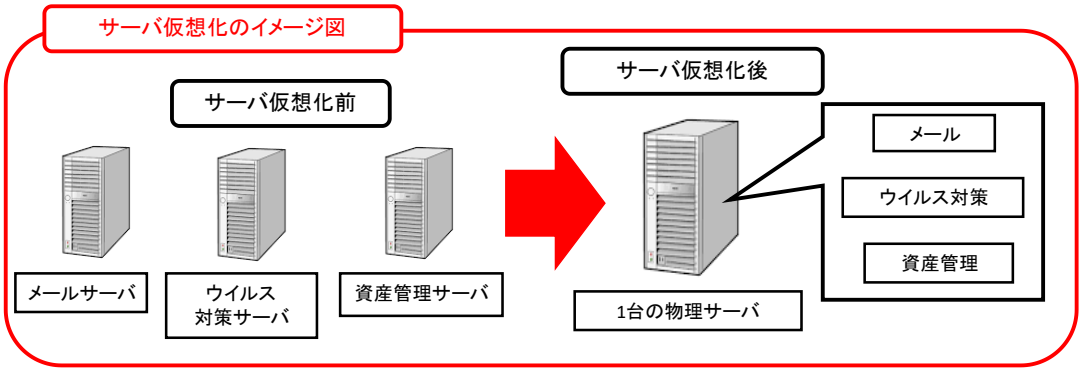

＜スケジュール＞

（関連部署：全課）

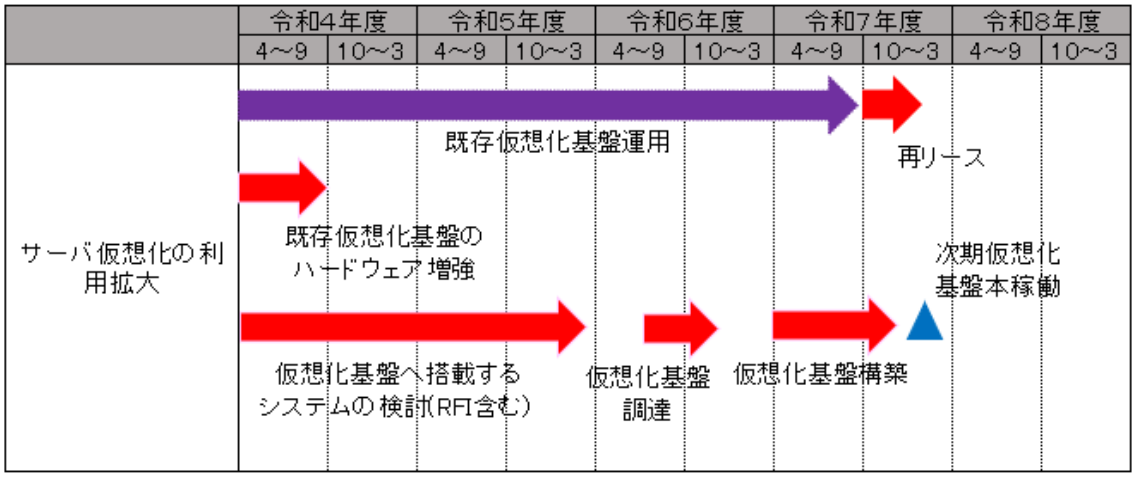

６.１.８　クラウド型ストレージサービスの導入

近年、事業者等と電子データでやり取りすることが多く、また、1ファイルあたりのサイズ（容量）も増加傾向です。一般的に、電子メールを利用していますが、1通あたりのメール容量は 10MB 程度が最大値であり、大容量ファイルを送信する場合などは、分割して送信するなどの対応をしているところです。

また、事業者等とのやり取りの中で、ファイルの修正が頻繁に発生する場合には、版数管理が煩雑になるなどの課題があります。

そうした中で、LGWAN を利用し、セキュリティが担保されたクラウド型ストレージサービス(BOX)が、民間サービスとして提供されていることから、令和5年8月から利用を開始しました。

＜スケジュール＞

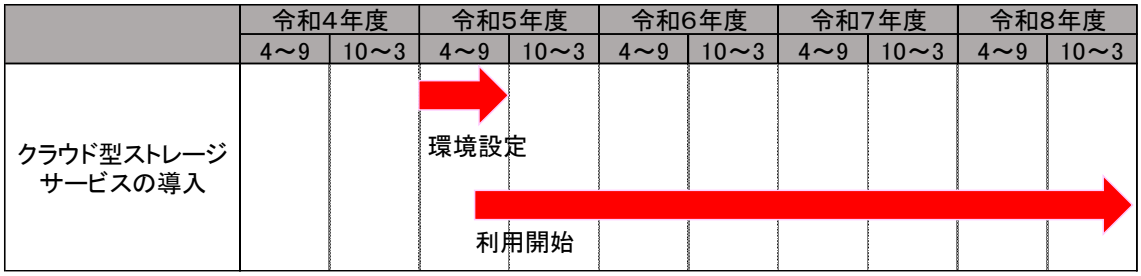

（関連部署：全課）

６.１.９　デジタル原則に基づく条例等のアナログ規制の点検及び見直し

本市では、デジタル技術導入の障壁となるアナログ規制の見直しに取り組みます。

アナログ規制とは、市の条例や規則、要綱等の中に既定されている「目視」や「書面掲示」といった人や紙等の介在を前提とする規制のことです。

国では、令和４年６月に「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定し、令和４年７月から３年間を集中改革期間と位置付けて法令等の見直しを行っており、地方自治体においては努力義務となっています。

本市では、国のこれらの取り組みを参考に「アナログ規制７項目」及び「ＦＤ等の記録媒体を指定する規制」を対象に見直しを行います。

「アナログ規制７項目」及び「ＦＤ等の記録媒体を指定する規制」とは

目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等の基準に適合しているかを目視によって確認することを求めているもの
実地監査規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等の基準に適合しているかを書類や建物等を確認することで判定することを求めているもの
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等の基準に適合しているかを、一定の期間に一定の頻度で確認することを求めているもの
常駐・専任規制	人が事業所や現場に常駐することや１人１現場の紐付け等を求めているもの
対面講習規制	資格等の講習会を対面で行うことを求めているもの
書面掲示規制	資格や公的な証明書等の紙発行や特定の場所に掲示することを求めているもの
往訪閲覧・縦覧規制	公的情報の閲覧・縦覧するために公的機関の決められた場所に出向くことが求められているもの
ＦＤ等の記録媒体を指定する規制	申請や届出にフロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を求めているもの

＜スケジュール＞

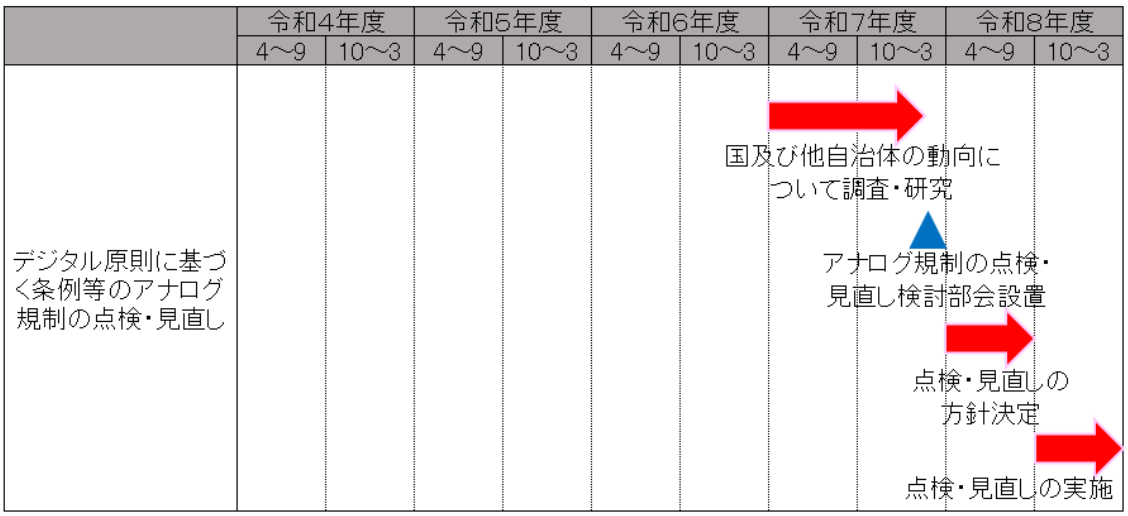

（関連部署：未来創造課、ＤＸ推進課、総務課、その他）

６.１.１０　ネットワークの刷新

本市では、令和３年５月より既存ネットワークの運用を開始しましたが、令和１０年５月末で保守期間の終了を迎える予定です。これに伴い、新たなネットワーク環境の導入を検討しています。次期ネットワークでは、クラウドサービスを活用した新しい仕組み（α´モデルへの移行）の可能性も含め、費用対効果や運用の効率性を十分に考慮したネットワーク環境の最適化を目指します。

検討にあたっては、令和７年度に専門知識を持つコンサルティング業者を選定し、ネットワークの現状調査・分析や必要な資料の作成（事業者へのＲＦＩや調達仕様書作成など）を支援委託しました。

令和８年度は、このコンサルティング業者の支援を受けながらＲＦＩを実施し、次期ネットワーク環境の具体像を明確にします。そして、令和９年度にＲＦＰを実施し、次期ネットワークを調達します。構築期間は約１年間を予定しており、令和１０年６月から次期ネットワークを運用開始する予定です。

この取り組みを通じて、本市のネットワーク環境をより効率的で安定したものに刷新し、市民サービスの向上に繋げます。

＜スケジュール＞

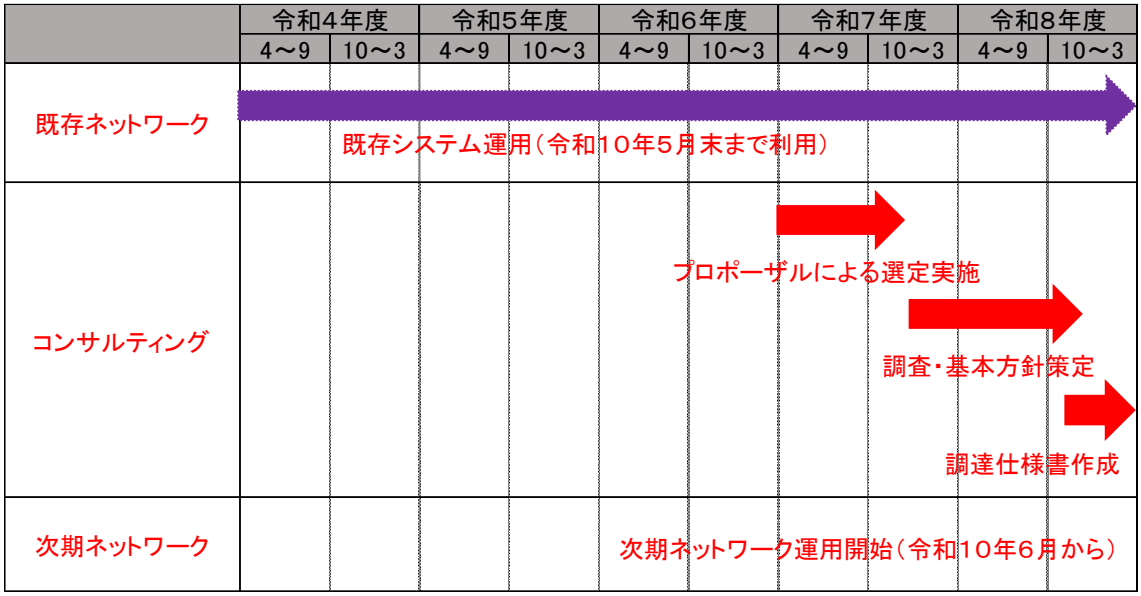

（関連部署：全課）

６.２　自治体 DX による市民サービスの向上

６.２.１　行政手続きのオンライン化（ぴったりサービスの活用、新たな電子申請サービスの検討・拡大）【国の重点項目】

現在、本市では、粗大ごみ申請や各種がん検診などの一部事務手続きについて、電子申請サービスを運用しています。これにより、市民は場所や時間にとらわれることなく、インターネットで手続きを申請することができます。なお、令和２年度の申請件数は６，１６５件で、平成２９年度と比較して約２倍の申請件数となっています。

本市では、以下の２つの電子申請システムを利用しており、特性に合わせた使い分けを行っています。

（１）　ぴったりサービス

国が提供している無料の電子申請システムで、本人確認が必要な手続きに使用しています。既に子育て関係において、５つの手続でぴったりサービスによるオンライン化を実施しています。

国の「自治体ＤＸ推進計画」では、子育て関係・介護関係の２６手続について、積極的なぴったりサービスの活用を進めることとしており、本市においても令和７年１２月２２日の標準準拠システム※導入までにオンライン化を目指します。なお、標準準拠システム導入にあわせて、ぴったりサービスと基幹系システムとのデータ連携も行います。

（２） 汎用的電子申請システム

ぴったりサービスを除いた、オンライン申請サービスを指しており、主に本人確認が不要な簡易的な手続きに使用しています。本市では、東京都区市町村が共同で運営する電子申請サービスを利用していますが、令和５年３月末に当該サービスを止め、電子決済機能が実装され、直感的な操作でフォームの作成が可能なツールへの切り替えを予定しています。切り替え後は、所管課でフォームを作成することから、積極的なオンライン化が期待できます。

また、市民が手軽に利用でき、位置情報の機能などを搭載したシステムの導入を目指すとともに、近隣市と共同調達することによって、経費削減を図ります。その他に、令和４年度には、本市が所管する行政手続きに対して、オンライン化によるメリット等を検証し、オンライン化に取り組む手続きを選定します。

手続きのオンライン化の達成度を示す指標として、令和８年度末までに、上記２つの電子申請システムの年間申請件数の合計において１８，０００件達成を目指します。

スマートフォンからの手続きを増やします

＜スケジュール＞

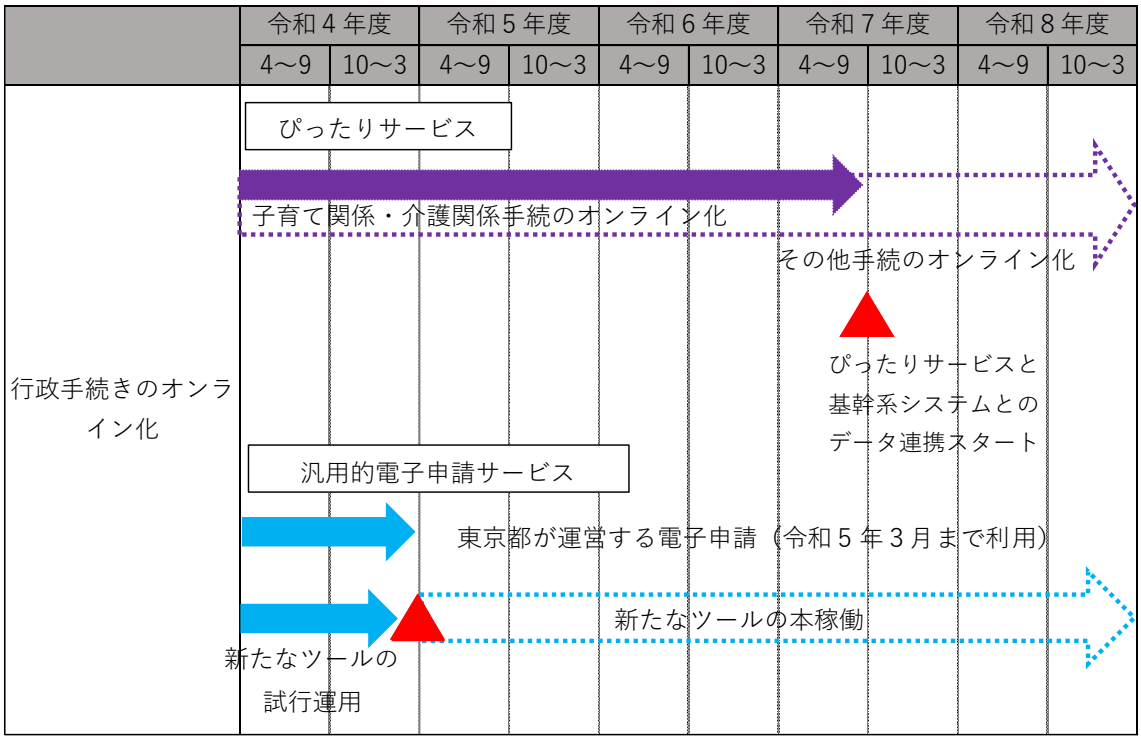
令和４年度
令和５年度
令和６年度
令和７年度
令和８年度
4～9
10～3
行政手続きのオンライン化
ぴったりサービス
子育て関係・介護関係手続のオンライン化
その他手続のオンライン化
ぴったりサービスと
基幹系システムとの
データ連携スタート
汎用的電子申請サービス
東京都が運営する電子申請（令和５年３月まで利用）
新たなツールの本稼働
新たなツールの
試行運用

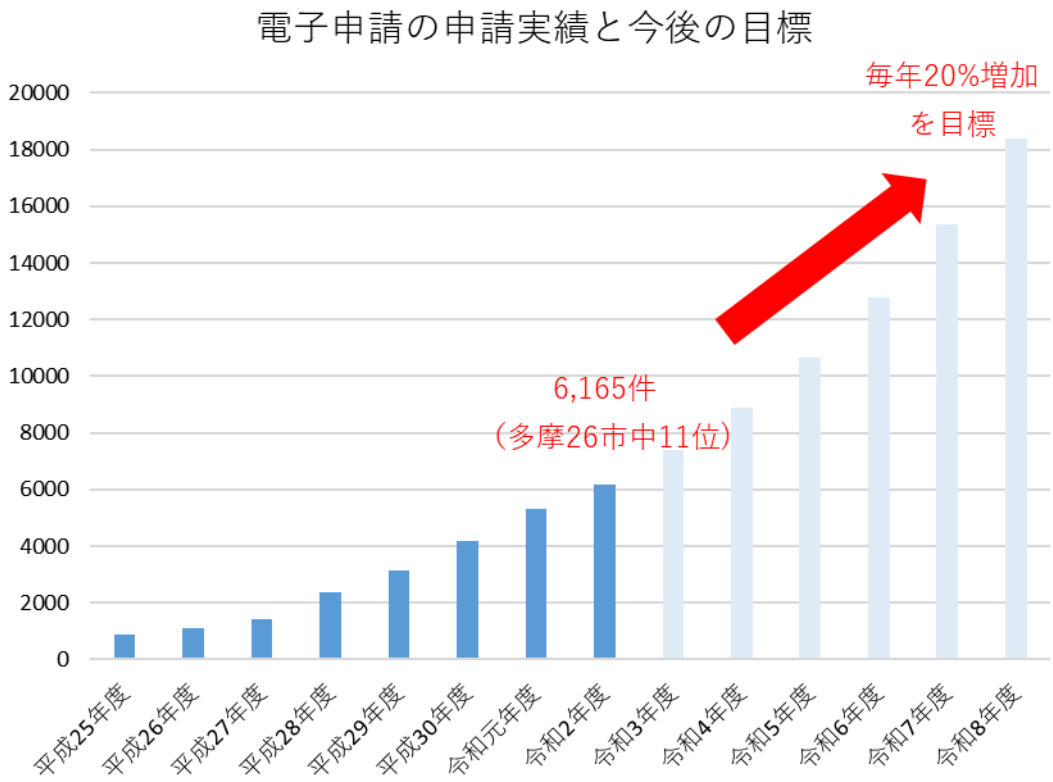
電子申請の申請実績と今後の目標
毎年20%増加
を目標
6,165件
（多摩26市中11位）
20000
18000
16000
14000
12000
10000
8000
6000
4000
2000
0
平成25年度
平成26年度
平成27年度
平成28年度
平成29年度
平成30年度
令和元年度
令和2年度
令和3年度
令和4年度
令和5年度
令和6年度
令和7年度
令和8年度

（関連部署：全課）

６.２.２　情報発信

　情報発信は、市にとって市政情報を市民の皆さんにわかりやすく届ける重要な業務となっています。
　市では、主に月に２回発行している「市報きよせ」や「ホームページ」を中心に情報発信しています。
　また、さまざまな年代に合わせて、メール一斉配信システム※やＸ（エックス）【旧ツイッター】、フェイスブック、インスタグラムでも情報を発信しています。また、令和５年度に、ＬＩＮＥを使った情報発信を開始しました。
　今後も、新たなＳＮＳの活用に向けた研究とともに、情報発信において効果のあるツールの導入を図っていきます。

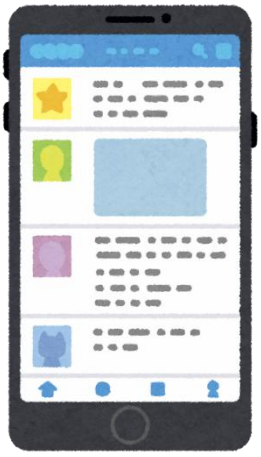

新たなＳＮＳを研究します

＜スケジュール＞

	令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3
現行の情報発信	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
			現行のSNSツールによる運用、活用研究							
新たな情報発信ツールの研究			→	→	→	→	→	→	→	→
					新たなツールの研究					

（関連部署：シティプロモーション課）

６.２.３　行政窓口のデジタル化（申請手続き、キャッシュレス決済など）

行政手続きのオンライン化※を進めるに当たっては、バックオフィス※を含めたデジタル化や窓口の見直し（対面手続きにおいて紙に書くことを求めない、いわゆる「書かない窓口」への変更）を含めた業務改革が必要とされています。

オンライン化に適さない手続きや窓口での相談を求める住民の利便性の向上に対して、行政窓口のデジタル化は重要な取り組みです。

本市では、令和３年９月より、市民課窓口でタブレット端末を用いたキャッシュレス決済が導入されました。今後は、その他の事務事業においても窓口のキャッシュレス化を進めていきます。

また、窓口にタブレットなどを設置し、職員が聞き取りしながら、各種申請を受け付ける「らくらく窓口きよせ」を令和５年度に導入しました。市民、特に字を書くのが難しい高齢者にとっては、紙の申請書に記載する負担を大幅に軽減します。

窓口の電子化を進めます

手続きでは、運転免許証やマイナンバーカードなどから読み取った氏名、住所、生年月日などの情報をタブレットなどに転記します。このため、複数にまたがる手続きでは同じ情報を、何度も記載する必要がなくなります。

住民異動に係る手続きを中心に運用を開始していますが、今後「らくらく窓口きよせ」で利用できる手続きは増やしていく予定です。

また、証明書の発行として、マイナンバーカードを利用して、簡単なタッチパネルの操作で、住民票の写し等の証明書を取得できるマルチコピー機も併せて導入しています。

＜スケジュール＞

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3
行政窓口のデジタル化			環境設定	「らくらく窓口きよせ」本稼働				マルチコピー機本稼働 標準準拠システム本稼働		

（関連部署：全課）

６.２.４　マイナンバーカード普及策の検討【国の重点項目】

　マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付のカードです。
　このカードは、マイナンバーや身分を証明するだけでなく、行政手続きのオンライン申請や健康保険証としての利用も始まりました。また、本市においてもコンビニエンスストアでの各種証明書の取得を始めています。今後、運転免許証としての利用も予定されるなど、マイナンバーカードで出来ることが広がっています。
　このように、マイナンバーカードは、市民生活に欠かせないデジタル社会の重要な基盤となりつつあります。

マイナンバーカード

　市では、タブレット端末を活用した申請支援やマイナポイントの支援を行った結果、マイナンバーカードの保有率は、７２．１％となりました（保有率は、令和６年１月末現在）。
　また、市では、令和５年度に清瀬商工会が地域アプリ「きよせニンニンアプリ」を活用してデジタル商品券を販売する事業に対して補助を行いました。この事業では、マイナンバーカードによる認証を行った方にはプレミアム率を上乗せすることで、マイナンバーカードの普及および活用の範囲を広げる試みを実施しました。
　令和６年度以降もマイナンバーカードの活用について引き続き検討します。

◆自治体マイナポイント～マイナポイントを活用したマイナンバーカード普及促進～

「自治体マイナポイント」は、自治体が決済サービス事業者との連携やマイナンバーカードによる認証等の仕組みを備えた「マイキープラットフォーム（国が運用する情報基盤）」を活用することにより、多様なポイントを市民の方々に給付するとともにマイナンバーカードの普及促進を図るものです。
　当市におけるマイキープラットフォームを活用した自治体マイナポイント事業の実施については、上記「きよせニンニンアプリ」を活用している事業の状況を踏まえ、引き続き検討していきます。

＜スケジュール＞

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3
マイナンバーカード普及策の検討			マイナンバーカードの普及に向けた施策実施（自治体マイナポイントの検討含む）							

（関連部署：全課）

自治体マイナポイント事業について

マイナポイント事業を通じて決済サービス事業者との連携の仕組みを備えたマイキープラットフォームを活用し、決済サービス事業者との連携により、自治体が多様なポイント給付施策を実施するもの

自治体マイナポイント事業の仕組み（イメージ）

（施策例）
- 住民に対して、用途に特段の限定がない一定額のポイントを給付する事業(ex.子育て支援)
- 住民に対して、特定分野での利用を対象とした一定額のポイントを給付する事業(ex.交通費助成)
- 特定地域内の店舗での利用を対象として一定額のポイントを給付する事業(ex.地域振興)

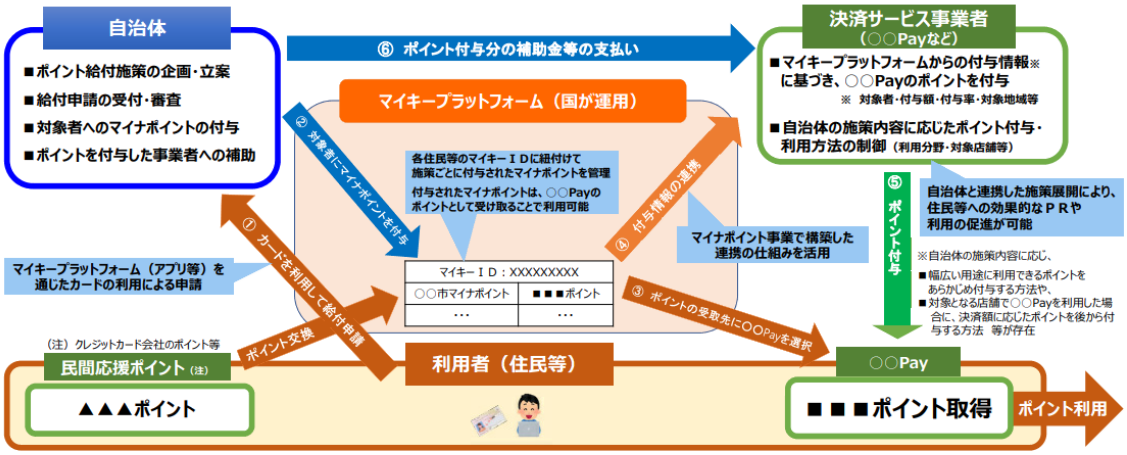

給付を自治体マイナポイント事業の仕組みにより行うことによるメリット

- 給付事務(申請・受付・審査等)をオンラインで可能とすることによる**行政や住民の手続負担の軽減**及び**迅速な給付の実現**
- マイナンバーカードの本人確認機能を活用した**正確で重複のない給付の実現**
- 利用用途や期間の設定を通じた、**施策目的の効果的な実現**
- 民間キャッシュレス決済サービス事業者との連携による、**使いやすい形での給付の実現**

（出典）総務省　自治体マイナポイント事業について

６.２.５　オープンデータの促進

オープンデータとは、自治体等が保有している公共データを公開し、無償で市民や企業等の民間が自由に編集や加工ができ、営利を問わず利活用できる取組みをいいます。

本市では、令和3年度までに国の推奨データセット※を含めた毎年10個から15個の項目をオープンデータとして、継続的に公開しました。加えて、東京都オープンデータカタログサイト※や、DATA.TO.GO※に掲載しました。また、アクトインディ社が運営する「いこーよ」において、本市でオープンデータとして公開した「公園一覧」や「公共施設一覧」等が利用されました。

上記の内容を踏まえて、令和４年度は前回の情報化推進計画のとおり、各課が保有するデータを選定し、新規に１１個のオープンデータの公開を目指します（これまでの累積で、６０項目の公開を完了する予定）。加えて一定数のデータの公開が図れたことから、令和４年度にオープンデータ伝道師派遣制度※を利用し、今後の進め方等について、検討していく予定です。

＜スケジュール＞

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3
オープンデータの促進	▲オープンデータ伝道師派遣									
	➡所管課データ選定・公開・更新		▲60項目公開							

（関連部署：シティプロモーション課）

６.２.６　地域社会のデジタル化（スマートフォン体験会の開催等）

地域社会のデジタル化は、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を実現するため、高齢者を中心としたデジタル弱者向けに、スマートフォン教室などを開催し、デジタルへ慣れ親しむことを目的としています。

国では「デジタル活用支援推進事業」を開始しています。これは、高齢者をはじめとした様々な方が、デジタル機器・サービスの利用方法を身近な携帯電話販売店などで学ぶことができます。本市としては、開催場所などをホームページや広報紙などで周知していきます。

スマートフォン体験会

市独自の施策としては、デジタルデバイド※対策を進めるための会議体を設置します。会議では、スマートフォン体験会の拡大や最終的には、市民が積極的にマイナンバーカードを取得し、電子申請サービスを利用してもらうための方策などについて、議論します。カード取得後は、様々なアプリを利用してもらえるよう促していきます。

その他に、高齢者が、スマートフォンを積極的に利用したいと思えるような動機付けを図っていきます。例えば、高齢者とそのお孫さんがビデオ会議などで交流する手助けとなるような講習会を開催します。その他に、学生ボランティアなどが高齢者にスマートフォンの操作方法などを教える「スマホサポーター」の事業を令和５年度から開始しました。

令和６年度からは、民間事業者への委託事業として、スマートフォンの貸与、各種スマートフォン教室の実施及びフレイル予防対策アプリ（みんチャレアプリ）の活用をすることで、デジタルに慣れ親しむ他、デジタルを活用した高齢者の健康推進、居場所づくり、ＱＯＬの向上を図っています。

＜スケジュール＞

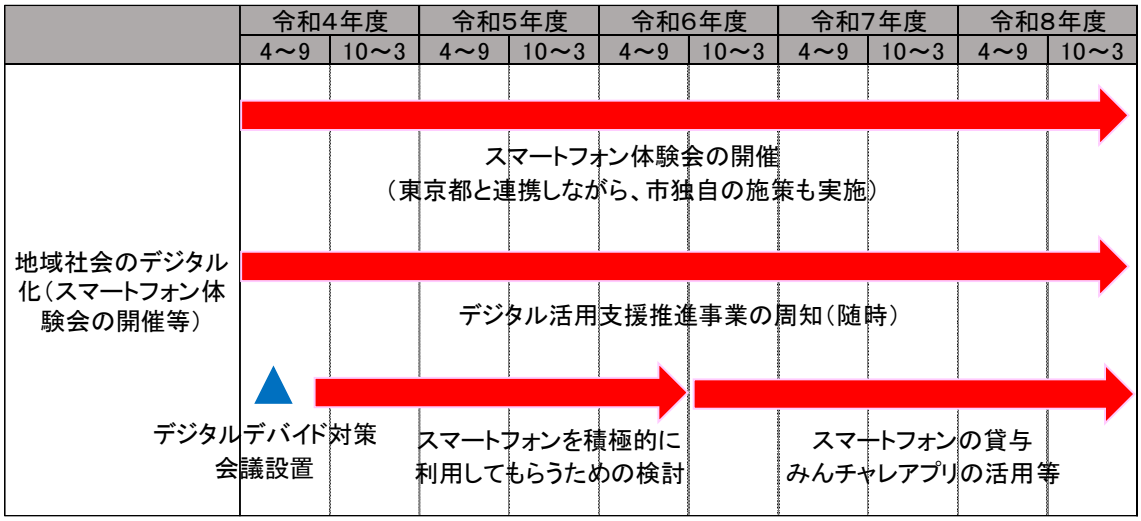

（関連部署：未来創造課、市民協働課、介護保険課、生涯学習スポーツ課）

６.２.７　市税等納付方法の多様化【国の重点項目】

市役所や金融機関の窓口以外での納付方法として、平成２３年度よりコンビニ収納に対応しており、令和３年度よりスマートフォン決済サービスも追加しました。

コンビニ収納およびスマートフォン決済が利用可能な市税等
市民税・都民税・森林環境税（普通徴収）
固定資産税・都市計画税
軽自動車税
国民健康保険税（普通徴収）
介護保険料（普通徴収）
後期高齢者医療保険料（普通徴収）
保育料
学童クラブ育成料
公共施設使用料・学校体育館使用料

スマートフォンでラクラク決済

また、令和５年度課税分より、既存の地方税共通納税システム※が改修され、納付書に地方税統一ＱＲコード（ｅＬ－ＱＲ）が印字されるようになりました。利用したいスマートフォン決済アプリや地方税お支払サイトからＱＲコード（ｅＬ－ＱＲ）を読み取って納付することで、入金から自治体での収納までの処理が電子的に行われる仕組みです。

キャッシュレス決済による市民の利便性向上だけでなく、納付情報が電子化されることで、紙の運搬や入力事務が減り、事務処理量の削減が期待されます。

国の施策として、各自治体でも固定資産税、軽自動車税については上記の対応が必須とされており、令和８年９月までには、全国的に共通の取扱いとするべき公金の収納について eLTAX※を活用した運用を開始できることを目指しています。本市も対象税目の拡大やその他公金の収納もできるように eLTAX の活用を進め、利便性の向上を図っていきます。

＜スケジュール＞

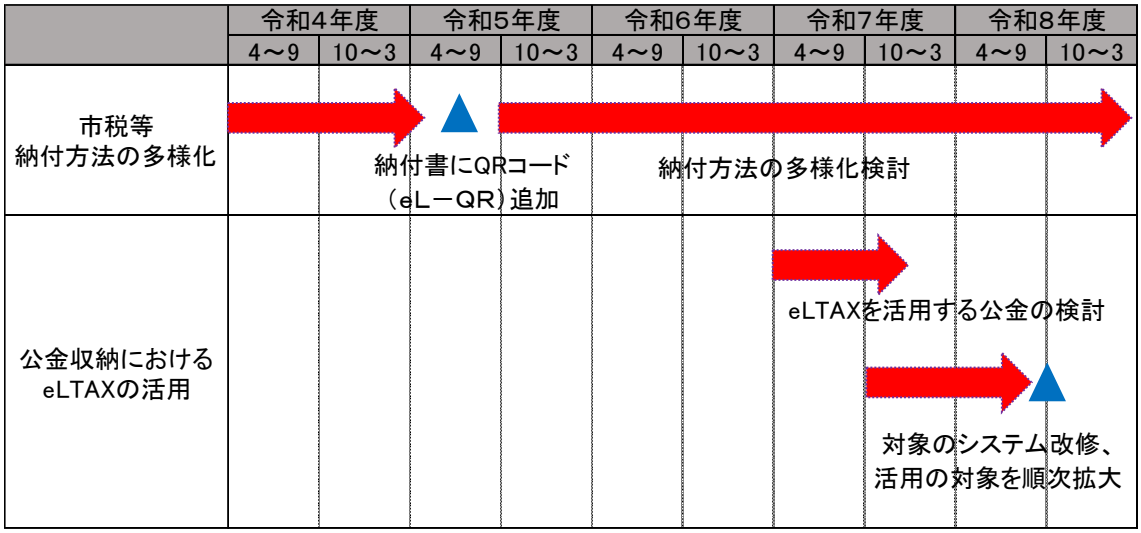

（関連部署：課税課、徴収課、保険年金課、介護保険課、会計課、他公金取扱のある課）

６.２.８　統合型ＧＩＳの導入

統合型ＧＩＳとは、自治体で使用する地図データのうち、複数の課が利用するデータを共有できる形に整備することで、庁内のデータ供用を図る仕組みです。

現在、本市では都市計画業務において個別ＧＩＳを導入しているところですが、令和６年２月末で、再リース契約を終了することに伴い、令和６年３月から統合型ＧＩＳの運用を開始しました。

また、令和５年４月から、固定資産税賦課業務において個別ＧＩＳを導入しており、このシステムでデータ化した地番現況図・家屋図については、統合型ＧＩＳで利用しています。

一方、統合型ＧＩＳの機能により、公開型ＧＩＳとして市の保有する公開可能な一部の地図情報などをインターネット上で分かりやすく閲覧できる「きよせデジマップ」も併せて運用を開始しました。

これにより、これまで窓口や電話での問い合わせで確認していた都市計画情報や道路情報などをパソコンやスマートフォンなどで閲覧することができ、来庁する手間の低減が期待できます。

今後、公開可能な地図に関連する情報を順次公開していく予定です。

＜スケジュール＞

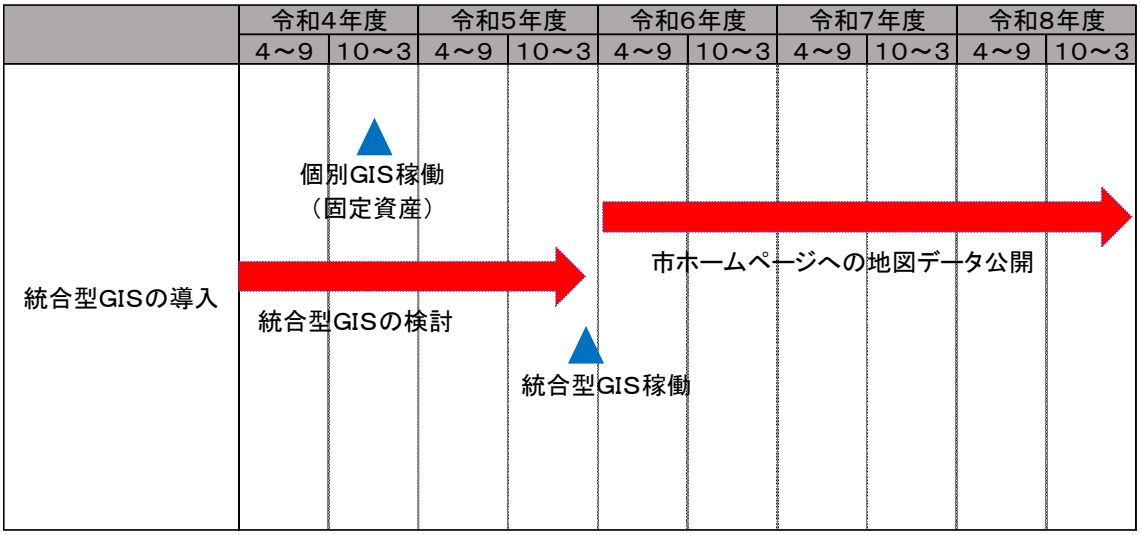

（関連部署：全課）

統合型 GIS を活用した地図データの公開

６.３　その他の自治体 DX 推進事業

６.３.１　サイバーセキュリティ対策【国の重点項目】

近年、世界各地でのランサムウェア※を代表としたサイバー攻撃の被害状況は深刻さを増しています。この攻撃に遭遇する危険性があることは本市も例外ではなく、セキュリティ対策の強化は重要となります。

本市では、総務省から示された「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化※」に基づき、「基幹系及び福祉系端末の二要素認証※の導入」、「自治体情報セキュリティクラウド※の利用開始」、「ネットワークの分離※」を実施し、情報資産の保護強化、サイバー攻撃等への対策強化を図っています。

今後も、整備してきた対策の実効性を高めるとともに、行政手続きのオンライン化※、テレワーク※、クラウド※化など新たな時代の要請に合わせた対策への見直し等を行い、さらなる強化を図ります。

・端末等へのセキュリティ対策（ウィルス対策ソフトの定義ファイル更新やセキュリティパッチの適用）を実施し、安全な業務環境を維持します。
・総務省策定の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」については、国の統一基準の改正等、新しい要件を反映させたものに随時改定されるため、これに合わせて清瀬市情報セキュリティポリシーの見直しを行います。
・情報セキュリティに対する個々の職員の意識強化を図るため、ｅラーニング研修※を更に有効活用します。この研修については、受講者の修了率１００％を目標値として現在も実施しています。また、国や都等が実施する研修（実践的サイバー防御演習等）を積極的に活用します。
・日々の安定した業務遂行や職員のセキュリティ意識が保持されるよう、１年に１回セキュリティ監査※を実施します。
・都道府県ごとに構築されている自治体情報セキュリティクラウドについては、令和４年１２月までに、東京都主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベル（標準要件）を満たす民間のクラウドサービス利用型へ移行します。
・業務端末をインターネットの脅威から守るために構築されているＶＤＩシステム※について、令和５年８月に入れ替えを行い、引き続き安全な業務環境を維持します。

＜スケジュール＞

事業内容	令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3
サイバーセキュリティ対策	端末等へのセキュリティ対策を実施									
	清瀬市セキュリティポリシーの見直し、改定									
	セキュリティ研修の受講終了率100%の保持、研修内容の充実									
	セキュリティ監査の実施									
		▲次期セキュリティクラウド運用開始（令和５年１月）								
			▲次期ＶＤＩシステム運用開始（令和５年８月）							

（関連部署：全課）

６.３.２　新技術の導入検討（ＡＩの利用など）

今後、自治体の職員数は少子化による人口減少と高齢化の影響により減少していく見込みです。そうした人的・予算的に危機的状況に置かれることが想定されるなかでも、持続可能な形で住民サービスを提供することが求められます。

このような背景のもと、新技術の導入により、業務効率化や住民サービスの向上を図ることが期待されています。特にＡＩ※は、国内外において社会、産業のさまざまな分野での導入に関心が寄せられています。民間企業では既に幅広い分野で、様々な商品・サービスに組み込まれたＡＩの実用化が始まっています。

本市では、令和４年１月にＡＩ音声認識システム（会議録を自動で作成できるもの）を導入しました。また、ＡＩによるチャットボット※や校正・校閲の自動化ツール、テストの採点集計を自動で行うツール等についても研究を進めているところです。

これらのツールは、業務効率化を目指す上で非常に有効であり、定量的効果を期待できます。

また、令和６年度には、文章生成ＡＩシステム（ＡＩの技術を用いた文書作成支援）の導入を予定しています。

今後も新技術の導入について、引き続き他市の動向をみながら、セミナー等により情報収集をします。また、必要に応じてデモンストレーションやトライアルなども実施し、検討を進めます。

さらに、新たな技術として電子黒板を導入します。生徒にとって直感的な操作が可能で、デジタル教材やリアルタイム共有により視覚的に分かりやすい授業を実現。学びの可能性を広げ、意欲的な学習を促進する未来型教育を支援します。

ＡＩ音声認識システムを活用

＜スケジュール＞

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3
新技術の導入検討（AIの利用など）	AI音声認識システム利用拡大								電子黒板の導入	
	その他の新技術導入検討、他紙の動向研究等									

（関連部署：全課）

６.３.３　情報システム更新時期一覧

本市においては、既に様々なシステムを導入し、業務を行っています。システムが稼働するサーバのハードウェア※保守期間は５年程度であり、この期間ごとにシステム更新を行うことが一般的です。

本計画期間内に更新する情報システムについては、次項からの「情報システム更新時期一覧」に沿って、計画的に行います。

情報システム更新時期一覧(1/4)

システム名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和９年度		令和10年度	
	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3
基幹系システム（DX推進課） ※コンビニ交付サービス含む。	検討	導入		次期運用（令和7年12月22日～）						
ネットワーク（DX推進課）	検討						導入		次期運用 （令和10年6月～）	
インフラ基盤構築（DX推進課）	検討	導入		次期運用（令和7年12月22日～）						
内部情報システム（DX推進課）	導入	次期運用（令和6年10月～）								
VDI及びメール無害化 （DX推進課）	現行システム運用（令和5年8月～）									
らくらく窓口きよせ （DX推進課）	現行システム運用（令和5年11月～）									
統合型GIS （DX推進課）	現行システム運用（令和6年3月～）									
メール一斉配信サービス （DX推進課）	検討	導入	次期運用（令和7年6月～）							
公開ホームページ （シティプロモーション課）	検討	導入	次期運用（令和7年10月～）							
被災者生活再建支援システム ※東京都内の自治体で共同利用。 （防災防犯課）	現行システム運用（令和5年10月～）									

※検討：システムについての情報収集から業者選定まで　導入：業者選定から次期運用開始まで

情報システム更新時期一覧(2/4)

※検討：システムについての情報収集から業者選定まで　導入：業者選定から次期運用開始まで

情報システム更新時期一覧(3/4)

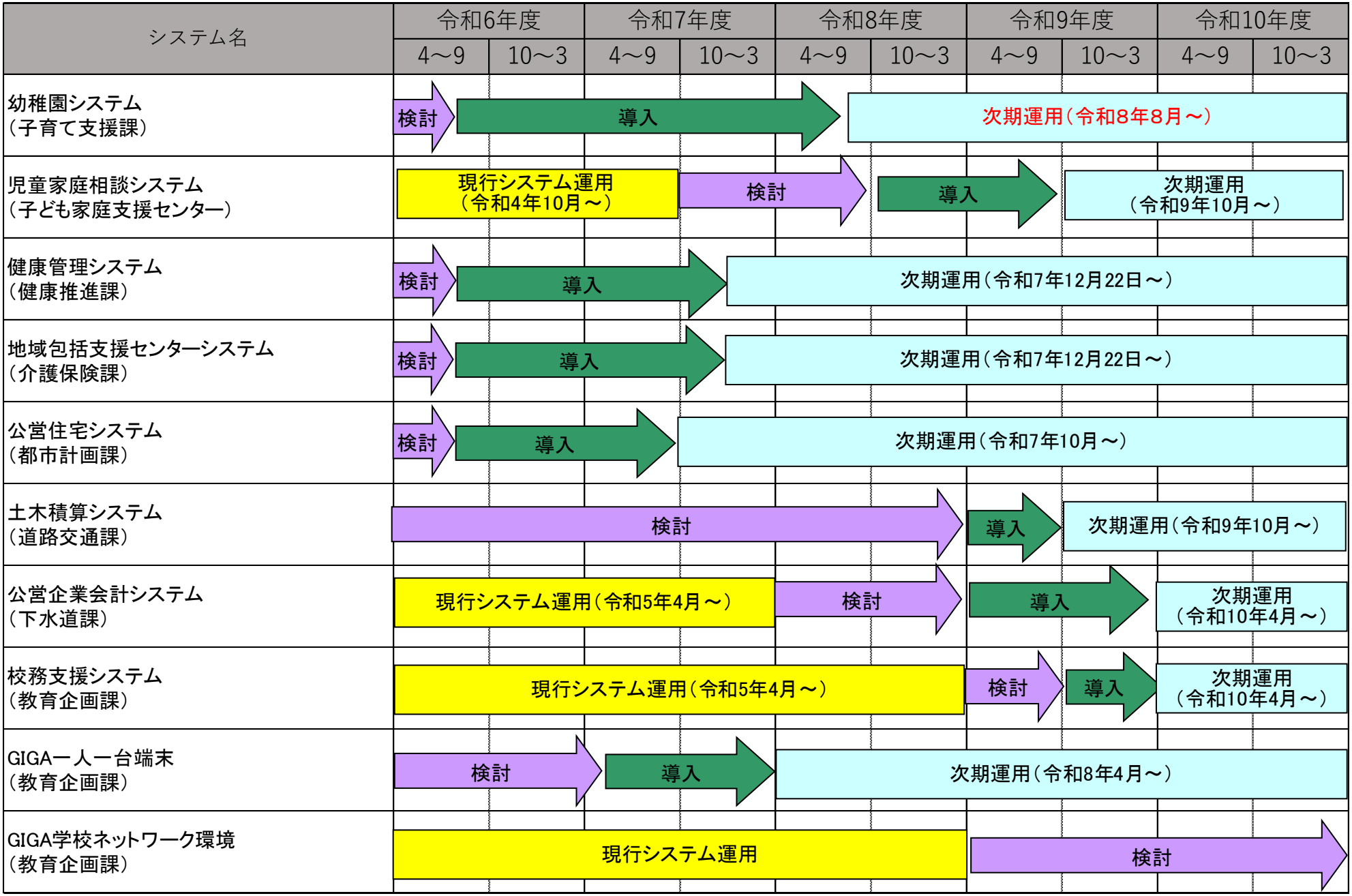

※検討：システムについての情報収集から業者選定まで　導入：業者選定から次期運用開始まで

情報システム更新時期一覧(4/4)

システム名	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和9年度	
	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3	4～9	10～3
統合型施設予約システム （市民協働課、生涯学習スポーツ課）	検討	導入	次期運用（令和7年3月～）							
図書館情報総合システム （図書館）	次期運用（令和6年4月～）									
会議録検索システム （議会事務局）	検討		導入	次期運用（令和7年10月～）						
投票管理(期日前・当日)システム （選挙管理委員会事務局）	導入			次期運用（令和7年12月22日～）						

※検討：システムについての情報収集から業者選定まで　導入：業者選定から次期運用開始まで

用語解説
【あ～】

アウトソーシング
　業務の一部を外部の協力先に発注すること。

アセットデータベース
　アンテナ基地局を設置できる場所を提供するため、都が保有している土地、建物に加え、街路灯やバス停などの工作物の情報を公開しており、これをアセット（財産）データベースという。通信キャリア事業者は、これを見ることで、どのアセットにアンテナ基地局を設置するか検討を始めることができる。

新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化
　日本年金機構における個人情報流出事案を受けて、総務省が取りまとめたセキュリティ強化事業。グループウェアなどの情報系システムをインターネット環境と分離するなどの対策を実施。

オープンデータ伝道師派遣制度
　国がオープンデータに詳しい人材を自治体等へ派遣する制度。

仮想化基盤
　サーバ仮想化を実現するために必要な元となる基盤のこと。仮想化基盤を調達し、その上位に、仮想マシンやアプリケーションを構築することとなる。

ガバメントクラウド
　国がデジタル化を進める上で活用するためのプラットフォーム。標準準拠システムは、原則、ガバメントクラウド上へ構築する。

行政手続きのオンライン化
　現在、市民が自治体へ申請する際に、窓口で手続きをすることが多いが、インターネットを利用して、スマートフォンなどで申請できるようにする取り組み。

国の推奨データセット
　基本編と応用編からなる、国が公開を推奨するオープンデータのセットのこと。

グループウェア
　組織に所属する職員の情報共有やコミュニケーションを円滑にするなどの業務効率化を推進するためのシステム。スケジュール管理、施設予約、ファイル共有、電子メールなどの機能を有する。

クラウドシステム（クラウドサービス）
　従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。一般的に、導入や運用が容易などのメリットがある。

訓令
　行政機関が所管の別の行政機関及び職員に対してその職務遂行・権限行使を指揮するた

めに発する命令のこと。ここでは、要綱、規程、要領などを指す。

校務支援システム
　児童・生徒の学籍管理や成績管理を行うためのシステム。主に学校で利用する。

サーバ仮想化（仮想サーバ）
　１台のサーバ（物理サーバ）を複数台の仮想的なサーバ（仮想サーバ）に分割して利用する仕組み。物理的なサーバ台数を削減でき、システムを新規に導入する際にも、すばやく対応できるなどのメリットがある。

財務会計システム
　財務会計処理を電子的に行うためのシステム。「予算編成」「予算執行」「契約管理」「決算統計」などの機能を有する。

再リース
　中長期間リース契約した機器が契約満了を迎えた後、再度契約することを言う。

自治体クラウド
　様々な分野で活用されているクラウドサービスを自治体の情報基盤にも活用し、複数の自治体と共同でシステムを利用することで、システムの構築や管理にかかるコストの削減を図る。

自治体情報セキュリティクラウド
　インターネットへの接続口を各自治体が持つのではなく、都道府県へ集約し、セキュリティ対策についても、都道府県が行うことを目的とした取組み。

情報化推進委員会
　清瀬市における行政及び地域情報化の円滑な推進を図ることを目的とし、副市長及び部長級で構成する内部の会議体。

情報系端末
　グループウェア、財務会計システム、人事給与システムなどを操作するための端末。住民情報を取扱う基幹系端末と区別し、属するネットワークも異なる。

庶務事務システム
　出勤簿や休暇管理など職員の勤怠管理を行うシステム。

人事給与システム
　職員の採用、異動、昇任、退職等の人事情報や給与の管理を行うシステム。

セキュリティ監査
　組織が保有する情報資産を守るために正しく対策がとれているかどうかを第三者の視点からチェックすること。

ソフトウェア
　コンピュータに命令を出すための情報であるコンピュータ・プログラムのこと。ハードウェアの対比語。

第４次清瀬市長期総合計画
　清瀬市におけるまちづくりの最上位に位置づけられ、「手をつなぎ　心をつむぐ　みどりの清瀬」を基本理念とした計画。

単独クラウド
　様々な分野で活用されているクラウドサービスを自治体の情報基盤にも活用し、自治体単独でシステムを調達し、利用すること。複数の自治体で共同利用しない点が、自治体クラウドとの違いである。

地方税共通納税システム
　自宅やオフィスなどのパソコンから、インターネットを利用して地方税を納税するためのシステム。

チャットボット
　短文でリアルタイムに会話する「チャット」とロボットを意味する「ボット」を組み合わせた言葉で、チャット上での人の問いかけに自動で答えを返すプログラムのこと

デジタルデバイド
　ＩＴを利用できる層とできない層との間で生じる格差のことで、それによって、機会や待遇の差、最終的には貧富の格差にまでつながってしまう恐れがある。

テレワーク
　ＩＣＴ（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

電子決裁
　紙で用意された申請や起案等に各承認者が押印するのではなく、電子文書をオンラインで回覧、承認する。

東京都オープンデータカタログサイト
　都内の区市町村のオープンデータを取り纏めているサイト。

二要素認証
　セキュリティ強化を目的とし、パスワードだけでなく、パスワードと手のひら静脈など複数の要素による認証を行う仕組み。

ネットワークの分離
　業務内容や取扱う情報によって、ネットワークを分けること。自治体では、マイナンバー利用事務系、ＬＧＷＡＮ接続系、インターネット接続系に分かれている。

ハードウェア
　コンピュータなどのシステムにおいて、機械、装置、設備、部品といった物理的な構成要素をいう。ソフトウェアの対比語。

バックオフィス
　総務・人事・経理・財務・ＩＴ等、組織として円滑に機能するための役割を担う部署や業務のこと。

標準準拠システム
　住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な２０業務について、国が標準仕様書を作成した上で、各ベンダがそれに準拠して開発したシステム。

複合機
　一般的に、複写機（コピー）、プリンタ、スキャナー、ＦＡＸなどの機能が一つにまとめられている機器。

プロポーザル（プロポ、ＲＦＰ）
　業務の委託先を選定する際などにおいて、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定すること。

文書管理システム
　電子化した文書を登録し、保管、共有、検索、廃棄等の管理を行うシステム。

ペーパーレス会議
　会議のために必要な資料を、紙ではなく電子ファイルで用意し、各自の端末や大型ディスプレイ等に表示して行う会議。

メール一斉配信システム
　携帯電話等の電子メール機能を使用した情報配信サービス。あらかじめ登録されたメールアドレス宛てに、一斉にメールを送ることができる。

ランサムウェア
　感染したＰＣをロックしたり、ファイルを暗号化したりすることによって使用不能にしたのち、元に戻すことと引き換えに「身代金」を要求する不正プログラム。

令和２年通信利用動向調査
　総務省が、世帯及び企業における情報通信サービスの利用状況等について調査し、その結果をまとめたもの。

ワークフロー
　一般にワークフローとは業務の流れを表す言葉だが、システム（機能）としてのワークフローは、申請および承認・決裁をオンラインで電子的に行うシステムを表す。

【A～】

ＡＩ
　人間の知的ふるまいの一部についてソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟にタスクを実行。

ＡＩ―ＯＣＲ
　手書きの書類や帳票の読み取りを行い、データ化する技術。

ＤＡＴＡ．ＴＯ．ＧＯ
　デジタル庁が取り纏めているオープンデータのサイトのこと。

ｅラーニング研修
　インターネットを使った、時間や場所を問わない形式の研修のこと。

ｅＬＴＡＸ
　地方税ポータルシステムの呼称で、地方税などにおける手続きを、インターネットを利用して電子的に行う地方公共団体が共同で運営するシステムです。エルタックスと読みます。

ＧＩＳ
　地図をデジタル化し、さまざまな情報を統合して地図情報として有効に活用できるシステムのこと。カーナビゲーション、スマートフォンの位置情報サービスもＧＩＳの一種である。

ＲＦＩ
　業務委託などにおいて、各社が保有している製品やサービスの概要などを収集すること。プロポーザル（ＲＦＰ）の前に行うことが一般的である。

ＲＰＡ
　ソフトウェアロボットを使って、コンピュータを使ったデスクワークなどの作業を自動化する技術。

ＶＤＩシステム
　通常は、パソコンで行っている処理をサーバ上の仮想化されたパソコンで実行し、利用者の手元の端末には、その画面だけを転送するもの。情報漏えいのリスクを軽減できる。

清瀬市 DX 推進計画
（令和４年度～令和８年度）

発　行：令和４年６月
発行者：清瀬市
編　集：清瀬市　経営政策部　DX 推進課
〒204-8511
東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
電話　042-492-5111（代表）